令 和 ４ 年
第３回定例会

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録

令和４年９月２８日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会会議録　目　次

期日…… 1

場所…… 1

出席議員…… 1

欠席議員…… 1

出席説明員…… 1

出席議会事務局職員…… 2

議事日程…… 2

追加議事日程…… 3

開会・開議…… 5

会議録署名議員指名…… 5

諸般の報告…… 5

例月出納検査の結果の報告、東京エコサービス株式会社の経営状況の報告…… 5

挨拶（**山﨑孝明管理者**）…… 5

日程第　１　会期の決定について…… 6

日程第　２　議案第２３号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例　6

日程第　３　議案第２４号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例…… 6

日程第　４　議案第２５号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例…… 6

日程第　５　議案第２６号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　7

日程第　６　議案第２７号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…… 7

日程第　７　議案第２８号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例…… 7

日程第　８　議案第２９号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　7

日程第　９　議案第３０号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…… 7

日程第１０　議案第３１号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に

関する条例の一部を改正する条例…… 7
提案理由説明（**中尾正巳総務部長**）…… 7
委員会付託…… 8
日程第１１　議案第２２号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）…… 8
提案理由説明（**中尾正巳総務部長**）…… 8
委員会付託…… 9
日程第１２　議案第３２号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について…… 9
日程第１３　議案第３３号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について…… 9
日程第１４　議案第３４号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について…… 9
提案理由説明（**中尾正巳総務部長**）…… 9
委員会付託…… 10
日程第１５　認定第　１号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について…… 10
提案理由説明（**中尾正巳総務部長**）…… 10
委員会付託…… 11
日程第１６　報告第　５号　専決処分した事件の報告について…… 12
日程第１７　報告第　６号　専決処分した事件の報告について…… 12
日程第１８　報告第　７号　専決処分した事件の報告について…… 12
報告（**中尾正巳総務部長**）…… 12
会議時間の延長…… 12
休憩…… 12
再開…… 13
追加日程第　１　議案第２３号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例　…… 13
追加日程第　２　議案第２４号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例…… 13

追加日程第　３　議案第２５号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例…… 13
追加日程第　４　議案第２６号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例…… 13
追加日程第　５　議案第２７号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…… 13
追加日程第　６　議案第２８号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例…… 13
追加日程第　７　議案第２９号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 …… 14
追加日程第　８　議案第３０号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…… 14
追加日程第　９　議案第３１号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…… 14
総務・事業副委員長の報告（**下山芳男総務・事業副委員長**）…… 14
採決…… 14
追加日程第１０　議案第２２号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）…… 16
追加日程第１１　議案第３２号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について…… 16
追加日程第１２　議案第３３号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について 16
追加日程第１３　議案第３４号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について…… 16
財務委員長の報告（**工藤哲也財務委員長**）…… 16
採決…… 16
追加日程第１４　認定第　１号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について…… 17
採決…… 17

会期中の閉会…… 18
挨拶（**山﨑孝明管理者**）…… 18
閉会…… 18

資料…… 21
議案…… 37

令和４年第３回
東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

１　期　　日　令和４年９月２８日（水）

２　場　　所　東京区政会館　２０１・２０２・２０３会議室

３　出席議員（１９名）

１番	千代田区	桜井ただし
３番	港区	ゆうきくみこ
４番	新宿区	桑原ようへい
５番	文京区	田中としかね
６番	台東区	水島道徳
８番	荒川区	志村博司
９番	品川区	本多健信
１０番	目黒区	宮澤宏行
１１番	大田区	鈴木隆之
１２番	世田谷区	下山芳男
１３番	渋谷区	斎藤竜一
１５番	杉並区	脇坂たつや
１６番	豊島区	木下　広
１８番	練馬区	藤井たかし
１９番	墨田区	木内　清
２０番	江東区	山本香代子
２１番	足立区	工藤哲也
２２番	葛飾区	峯岸良至
２３番	江戸川区	福本光浩

４　欠席議員（４名）

２番	中央区	木村克一
７番	北区	名取ひであき
１４番	中野区	内川和久
１７番	板橋区	坂本あずまお

５　出席説明員

管理者	山﨑孝明
副管理者	成澤廣修

副管理者　　深井祐子

監査委員　　樋口高顕

監査委員　　本間敏明

総務部長　　中尾正巳

総務部調整担当部長　渡部洋一

清掃事業国際協力室長　清水英樹

施設管理部長　　小林幹明

処理技術担当部長　加藤徹也

建設部長　　髙垣克好

計画推進担当部長　真島建司

総務課長　　増谷尚余

6　出席議会事務局職員

事務局長　　志賀美知代

事務局次長　　小池浩三郎

書記　　佐藤雅展

同　　大沼光輝

7　議事日程

日程第　1　会期の決定について

日程第　2　議案第２３号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第　3　議案第２４号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　4　議案第２５号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

日程第　5　議案第２６号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　6　議案第２７号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　7　議案第２８号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　8　議案第２９号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第３０号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第１０　議案第３１号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第１１　議案第２２号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）

日程第１２　議案第３２号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第１３　議案第３３号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第１４　議案第３４号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について

日程第１５　認定第　１号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第１６　報告第　５号　専決処分した事件の報告について

日程第１７　報告第　６号　専決処分した事件の報告について

日程第１８　報告第　７号　専決処分した事件の報告について

８　追加議事日程

追加日程第　１　議案第２３号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　２　議案第２４号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　３　議案第２５号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　４　議案第２６号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　５　議案第２７号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　６　議案第２８号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する

条例

追加日程第　7　議案第２９号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　8　議案第３０号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　9　議案第３１号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第１０　議案第２２号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）

追加日程第１１　議案第３２号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第１２　議案第３３号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第１３　議案第３４号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について

追加日程第１４　認定第　１号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

開　　会（午後２時３０分）

○本多健信議長　ただいまから、令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第１１２条の規定に基づき、２２番峯岸良至議員、２３番福本光浩議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、諸般の報告について、事務局長より報告いたします。

○志賀美知代事務局長　御報告申し上げます。

１　令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について

２　議案の送付について

３　議事説明員について

以上３件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読を省略いたします。

なお、本日、御出席の議員は１９名、欠席の届けがありました議員は４名でございます。

○本多健信議長　次に、例月出納検査の結果についての報告が監査委員から提出されております。

また、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、東京エコサービス株式会社の経営状況についての報告が管理者から提出されておりますので、併せて事務局長より報告いたします。

○志賀美知代事務局長　御報告申し上げます。

お手元に、令和４年５月分から７月分までの例月出納検査報告書の写し及び東京エコサービス株式会社の経営状況を証明する書類の写しをお配りしておりますので、配付をもって報告とさせていただきます。

○本多健信議長　ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○山﨑孝明管理者　管理者の山﨑でございます。令和４年第３回定例会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、各区の議会会期中にもかかわらず御参集を賜り誠にありがとうございます。また当組合の運営につきまして、日頃からの御理解、御協力に厚く御礼申し上げます。

本日の第３回定例会に提出いたします案件は、決算の認定、補正予算案１件、条例案９件、契約案３件、報告３件でございます。決算の認定につきましては決算特別委員会にて、清掃一組の事業実績を決算の面から御審議いただく貴重な機会であると考えております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

○本多健信議長　管理者の挨拶が終わりました。

これより、日程に入ります。

日程第１を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第　１　会期の決定について

○本多健信議長　会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第４条第１項第１号の規定に基づき、本日９月２８日から３０日までの３日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日９月２８日から３０日までの３日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第２から日程第１０までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第　２　議案第２３号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日程第　３　議案第２４号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　４　議案第２５号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

日程第　５　議案第２６号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　６　議案第２７号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　７　議案第２８号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　８　議案第２９号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第３０号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第１０　議案第３１号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○本多健信議長　これらの案について、提案理由の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長　議案第２３号から議案第３１号までの９議案につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

議案第２３号、東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。議案第２４号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。議案第２５号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例。議案第２６号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。議案第２８号、特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例。議案第２９号、東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。議案第３０号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。議案第３１号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも定年引上げに係る地方公務員法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえまして、定年年齢の引上げなど所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第２７号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員の育児休業等に関する

法律の一部を改正する法律等の趣旨を踏まえまして、育児休業を原則２回まで取得可能とすることなど、所要の改正を行うものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○本多健信議長　提案理由の説明は終わりました。これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第１１を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第１１　議案第２２号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）

○本多健信議長　本案について、提案理由の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長　議案第２２号、令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

議案に添付しております冊子、補正予算書（第２号）の３ページを御覧ください。

初めに、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ１１億７，６４９万４，０００円を追加し、補正後の予算額を１，０３８億３７６万３，０００円と定め、その款・項の区分ごとの金額について第１表歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

６ページをお開きください。

次に、繰越明許費については、第２表繰越明許費のとおり定めるものでございます。

次に、債務負担行為の追加につきましては、第３表債務負担行為補正追加のとおり事項、期間及び限度額を追加するものでございます。

最後に、債務負担行為の変更につきましては、第３表債務負担行為変更のとおり変更するものでございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○本多健信議長　提案理由の説明は終わりました。本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第１２から日程第１４までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第１２　議案第３２号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第１３　議案第３３号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について

日程第１４　議案第３４号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について

○本多健信議長　これらの案について、提案理由の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長　議案第３２号から議案第３４号までの３議案につきまして、提案理由及びその内容を一括して御説明申し上げます。

いずれも、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき提案するものでございます。

初めに、議案第３２号、足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は、８億１，４００万円、契約の相手方は、東京都大田区羽田旭町１１番１号、荏原環境プラント株式会社代表取締役社長、三好敬久、代理人、東京都大田区羽田旭町１１番１号、荏原環境プラント株式会社営業第一部部長、今井孝治でございます。

次に、議案第３３号、中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結についてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は、５億２，４７０万円、契約の相手方は、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目７番８９号、日立造船株式会社取締役社長、三野禎男、代理人、東京都品川区南大井六丁目２６番３号、日立造船株式会社東京本社環境営業統括部長、石川英司でございます。

次に、議案３４号、千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結についてでございます。

契約の方法は、随意契約、契約金額は、８億３，９９６万円、契約の相手方は、愛知県弥富市東末広九丁目１６番地の１、富士ホイスト工業株式会社代表取締役、平子健でございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○本多健信議長　提案理由の説明は終わりました。これらの案については、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第１５を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第１５　認定第　１号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○本多健信議長　本案について、提案理由の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長　認定第１号、令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき議会の認定に付すものでございます。

それでは、議案に添付しております冊子、決算書の４ページ、５ページを御覧ください。

歳入につきましては、合計欄にありますように、予算現額９５８億５，３００万円に対し、収入済額９６５億３，０５０万２，１５１円であり、収入率は１００．７％でございます。

歳入の主な内容を申し上げます。１枚お戻りいただき２ページ、３ページを御覧ください。

初めに、第１款分担金及び負担金でございます。

予算現額３９０億円、収入済額は同額で全て特別区分担金でございます。

第２款使用料及び手数料は、予算現額１１９億８，１２８万８，０００円、収入済額１２０億８，１７７万３，０８３円。これは廃棄物処理手数料等でございます。

第８款諸収入は、予算現額９０億９，８８４万６，０００円、収入済額

９６億７，７０２万７，３０９円。これはエネルギー売払収入等でございます。

次に、６ページ、７ページを御覧ください。

歳出につきましては、合計欄にありますように予算現額９５８億５，３００万円に対し、支出済額は９１７億８，８８３万５，４４８円であり、執行率は９５．８％でございます。

歳出の主な内容を申し上げます。

初めに、第３款清掃費でございます。予算現額７３６億２，４２１万６，０００円、支出済額７０２億８，９７２万７，０９６円。これは、清掃工場等の運営及び建設等の経費で歳出全体の７６．６％を占めております。

第５款公債費は、予算現額４０億７，０２８万４，０００円、支出済額４０億７，０２７万６，５６５円。これは、組合債の元金及び利子償還に要した経費でございます。

第６款諸支出金は、予算現額６１億２，４１４万円８，０００円、支出済額は同額で全額を財政調整基金に積み立てております。

次に、８ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は、４７億４，１６６万６，７０３円でございます。

次に、３２ページの一般会計実質収支に関する調書をお開きください。

３、歳入歳出差引額から４、翌年度へ繰り越すべき財源、１，５２０万円を差し引いた実質収支額は、４７億２，６４６万６，７０３円でございます。

以上が提案理由及びその内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○本多健信議長　提案理由の説明は終わりました。

本件については、委員会条例第２条の２の規定により全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、本件は全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、日程第１６から日程第１８までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第１６　報告第　５号　専決処分した事件の報告について

日程第１７　報告第　６号　専決処分した事件の報告について

日程第１８　報告第　７号　専決処分した事件の報告について

○本多健信議長　これらの件について、報告を求めます。

○中尾正巳総務部長　報告第５号から第７号までにつきまして、一括して御報告申し上げます。

いずれも地方自治法第１８０条第２項による報告でございます。

初めに、報告第５号は、目黒清掃工場建替工事請負契約の契約変更に関する専決処分についてで、資材価格等の上昇及び新型コロナウイルス感染症等による状況の変化に伴いまして、契約金額の変更を行うため契約の変更を行ったもので、８月１７日付けで管理者の専決処分を行ったものでございます。

次に、報告第６号は、世田谷清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の契約変更に関する専決処分についてで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による物流混乱や半導体等の需給ひっ迫を受け、工期内における施工が一部不可能となったことから工期の延長を行うため契約の変更を行ったもので、８月２５日付けで管理者の専決処分を行ったものでございます。

次に、報告第７号は、世田谷清掃工場プラント制御用電算システム整備工事請負契約の契約変更に関する専決処分についてで、世界的な半導体供給不足等により、手配部品に生産遅延が発生し、工期内における施工が不可能となったことから工期の延長を行うため、契約の変更を行ったもので、８月２５日付けで管理者の専決処分を行ったものでございます。

報告は以上でございます。

○本多健信議長　報告は終わりました。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。なお、決算特別委員会は、常任委員会終了後に、この会議室で開催いたします。

休　　憩（午後２時４９分）

再　　開（午後３時５５分）

○本多健信議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、総務・事業副委員長、財務委員長及び決算特別委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。

審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもって御報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第２３号ほか１３件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認め、議案第２３号ほか１３件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第１から追加日程第９までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第　１　議案第２３号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　２　議案第２４号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　３　議案第２５号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　４　議案第２６号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　５　議案第２７号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　６　議案第２８号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　７　議案第２９号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　８　議案第３０号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第　９　議案第３１号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○本多健信議長　これらの案につきまして、総務・事業副委員長の報告をお願いいたします。

○下山芳男総務・事業副委員長　総務事業委員会に付託されました議案第２３号から第３１号までの９議案につきまして、審査経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。審査に当たっては、特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は、議案第２３号から議案第３１号までの９議案につきましては、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務・事業委員会の報告を終わります。

○本多健信議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○本多健信議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第２３号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第２３号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第２４号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第２４号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第２５号は、原案のとおり可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第２５号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第２６号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第２６号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第２７号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第２７号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第２８号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第２８号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第２９号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第２９号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第３０号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第３０号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第３１号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第３１号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第１０から追加日程第１３までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第１０　議案第２２号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）

追加日程第１１　議案第３２号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第１２　議案第３３号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第１３　議案第３４号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について

○本多健信議長　これらの案につきまして、財務委員長の報告をお願いいたします。

○工藤哲也財務委員長　財務委員会に付託されました議案第２２号及び議案第３２号から議案第３４号までの４議案につきまして、審査経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りました。審査に当たっては、特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は、議案第２２号及び議案第３２号から議案第３４号までの４議案につきましては、いずれも全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって財務委員会の報告を終わります。

○本多健信議長　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○本多健信議長　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

財務委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

初めに、議案第２２号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第２２号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第３２号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第３２号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第３３号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第３３号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第３４号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、議案第３４号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第１４を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第１４　認定第　１号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○本多健信議長　本件につきましては、全議員で構成する決算特別委員会で審査しておりますので、委員長の報告は省略いたします。

これより採決いたします。決算特別委員会の審査結果は、認定でございます。認定第１号を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって、認定第１号は、認定することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第６条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○本多健信議長　御異議なしと認めます。

よって今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○山﨑孝明管理者　第３回定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。本定例会に提出いたしました議案につきましては、慎重な御審議をいただき、いずれも原案どおり認定及び可決を賜り、誠にありがとうございました。

本日の決定に基づき、適正に事業執行を行ってまいりますとともに、御審議の中でいただいた貴重な御意見をしっかりと反映させ、適正に管理執行してまいる所存でございます。今後とも御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○本多健信議長　管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉　　会（午後４時０７分）

会議録署名議員

議長　　本　多　健　信

議員　　峯　岸　良　至

議員　　福　本　光　浩

資　　料

令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

議　事　日　程

令和４年９月２８日（水）　午後２時３０分開議

日程第１　会期の決定について
日程第２　議案第２３号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
日程第３　議案第２４号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
日程第４　議案第２５号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
日程第５　議案第２６号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第６　議案第２７号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第７　議案第２８号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
日程第８　議案第２９号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第９　議案第３０号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第１０　議案第３１号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第１１　議案第２２号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）
日程第１２　議案第３２号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
日程第１３　議案第３３号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について
日程第１４　議案第３４号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について
日程第１５　認定第　１号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６　報告第　５号　専決処分した事件の報告について
日程第１７　報告第　６号　専決処分した事件の報告について
日程第１８　報告第　７号　専決処分した事件の報告について

㊞

４清総総第３８１号
令和４年９月１６日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議　長　本　多　健　信　様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者　　山　﨑　　孝　明

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について（通知）

本日、別紙写しのとおり令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を招集する告示をしたので通知します。

㊞

東京二十三区清掃一部事務組合告示第３２号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条第１項の規定により、令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和４年９月１６日

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者　山﨑　孝明

１　期日
令和４年９月２８日（水）

２　場所
東京区政会館　２０階　２０１・２０２・２０３会議室

４清総総第 397 号
令和４年９月１６日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長　本多　健信　殿

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者　山﨑　孝明

議案の送付について

令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会に提出する議案を、下記のとおり送付します。

記

認定第 1 号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 22 号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）
議案第 23 号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
議案第 24 号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 25 号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
議案第 26 号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 27 号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 28 号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 29 号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第 30 号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第31号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第32号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について
議案第33号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について
議案第34号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について
報告第５号　専決処分した事件の報告について
報告第６号　専決処分した事件の報告について
報告第７号　専決処分した事件の報告について

４清総総第４０９号
令和４年９月１６日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長　本多　健信　様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者　山﨑　孝明

説明員の出席について（通知）

令和４年９月１６日付け４清議第１２６号により要求のあった、令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会における執行機関の出席者を下記のとおり通知します。

記

（出席者職・氏名）

管理者	山崎　孝明
副管理者	成澤　廣修
副管理者	深井　祐子
監査委員	樋口　高顕
監査委員	本間　敏明
総務部長	中尾　正巳
総務部調整担当部長	渡部　洋一
清掃事業国際協力室長	清水　英樹
施設管理部長	小林　幹明

処理技術担当部長	加　藤　徹　也
建　設　部　長	髙　垣　克　好
計画推進担当部長	真　島　建　司
総　務　課　長	増　谷　尚　余

（写）

４清監第１８号
令和４年６月２４日

東京二十三区清掃一部事務組合
議会議長殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員　本間敏明
監査委員　山本泰人
監査委員　木内清

令和４年5月末現在における例月出納検査の結果報告について

このことについて、地方自治法第２３５条の２の規定により検査を実施したので、同条第３項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

１　検査実施日
令和４年６月１６日（木）
２　検査の結果
今回は、令和４年5月末日現在における例月出納検査を実施した。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

歳入歳出現計表	別表１
現金保管状況調書	別表２
歳入調書	別表３、別表５
歳出調書	別表４、別表６

（担当者）
東京二十三区清掃一部事務組合
監査事務局　大塚
電話：03（6238）0855

Z010402

別表１　　歳　入　歳　出　現　計　表

令和3年度　　令和4年5月末現在（単位：円）

一　般　会　計	収入済額	支出済額			対予算額	
歳入歳出予算額	上段　本月分 下段　累　計	上段　本月分 下段　累　計	上段　一時借入金 下段　繰越金	現金現在高	収入率 （%）	支出率 （%）
	3,175,345,447	7,179,653,879	0			
95,853,000,000	96,530,502,151	91,788,835,448	0	4,741,666,703	100.7	95.8
	合　計　額			4,741,666,703		

令和4年度　　令和4年5月末現在（単位：円）

一　般　会　計	収入済額	支出済額			対予算額	
歳入歳出予算額	上段　本月分 下段　累　計	上段　本月分 下段　累　計	上段　一時借入金 下段　繰越金	現金現在高	収入率 （%）	支出率 （%）
	8,772,897,371	1,832,167,525	0			
102,421,200,000	9,138,020,480	2,598,048,626	0	6,539,971,854	8.9	2.5
歳入歳出予算外経理に属する現金				102,844,767		
基金繰替運用				0		
合　計　額				6,642,816,621		
両会計年度現金現在高				11,384,483,324		

別表２　　現　金　保　管　状　況　調　書

令和4年5月末現在（単位：円）

区　分	金　額	区　分	金　額
普　通　預　金	11,383,000,000	当　座　預　金	1,483,324
定　期　預　金	0	現　金	0
通　知　預　金	0	そ　の　他	0
譲　渡　性　預　金	0	合　計	11,384,483,324

令和3年度

別表３　　歳　入　調　書

令和4年5月末現在（単位：円）

一　般　会　計	上段　予算額 下段　調定額	収入済額 上段　本月分 下段　累　計	上段　還付未済 下段　不納欠損	収入未済額	収入率 対予算（%）	収入率 対調定（%）
	39,000,000,000	0	0			
分担金及び負担金	39,000,000,000	39,000,000,000	0	0	100.0	100.0
	11,981,288,000	16,854,235	0			
使用料及び手数料	12,263,530,217	12,081,773,083	157,635	181,599,499	100.8	98.5
	6,997,430,000	0	0			
国　庫　支　出　金	6,996,452,700	6,996,452,700	0	0	100.0	100.0
	18,663,000	0	0			
財　産　収　入	18,475,604	18,475,604	0	0	99.0	100.0
	3,580,000	0	0			
寄　附　金	3,580,000	3,580,000	0	0	100.0	100.0
	10,217,000,000	0	0			
繰　入　金	10,217,000,000	10,217,000,000	0	0	100.0	100.0
	6,374,193,000	0	0			
繰　越　金	6,374,193,455	6,374,193,455	0	0	100.0	100.0
	9,098,846,000	491,212	0			
諸　収　入	9,722,249,647	9,677,027,309	27,900	45,194,438	106.4	99.5
	12,162,000,000	3,158,000,000	0			
組　合　債	12,162,000,000	12,162,000,000	0	0	100.0	100.0
	95,853,000,000	3,175,345,447	0			
合　計	96,757,481,623	96,530,502,151	185,535	226,793,937	100.7	99.8

別表４　　歳　出　調　書

令和4年5月末現在（単位：円）

一　般　会　計	上段　予算額 下段　予備費充用	予算現額	支出済額 上段　本月分 下段　累　計	予算残額	支出率 （%）
	10,133,000		0		
議　会　費	0	10,133,000	8,509,486	1,623,514	84.0
	1,163,661,000		35,413,357		
総　務　費	0	1,163,661,000	1,112,734,162	50,926,838	95.6
	73,624,216,000		1,018,801,069		
清　掃　費	0	73,624,216,000	70,289,727,096	3,334,488,904	95.5
	10,560,558,000		1,291,453		
職　員　費	0	10,560,558,000	10,183,440,139	377,117,861	96.4
	4,070,284,000		0		
公　債　費	0	4,070,284,000	4,070,276,565	7,435	100.0
	6,124,148,000		6,124,148,000		
諸　支　出　金	0	6,124,148,000	6,124,148,000	0	100.0
	300,000,000		0		
予　備　費	0	300,000,000	0	300,000,000	0.0
	95,853,000,000		7,179,653,879		
合　計	0	95,853,000,000	91,788,835,448	4,064,164,552	95.8

令和4年度

別表５　　歳　入　調　書

令和4年5月末現在（単位：円）

一般会計	上段　予算額 下段　調定額	収入済額 上段　本月分 下段　累　計	上段　還付未済 下段　不納欠損	収入未済額	収入率 対予算（%）	収入率 対調定（%）
分担金及び負担金	42,000,000,000 10,499,961,000	6,961,980,000 6,999,974,000	0 0	3,499,987,000	16.7	66.7
使用料及び手数料	13,022,747,000 2,094,875,231	923,977,874 1,231,703,995	0 0	863,171,236	9.5	58.8
国庫支出金	8,589,493,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0
財産収入	10,430,000 8,358,917	1,308,830 1,988,599	0 0	6,370,318	19.1	23.8
寄附金	1,300,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0
繰入金	7,974,000,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0
繰越金	300,000,000 4,726,466,703	0 0	0 0	4,726,466,703	0.0	0.0
諸収入	10,321,030,000 2,077,850,526	885,630,667 904,353,886	0 0	1,173,496,640	8.8	43.5
組合債	20,187,000,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0
合計	102,406,000,000 19,407,512,377	8,772,897,371 9,138,020,480	0 0	10,269,491,897	8.9	47.1

別表６　　歳　出　調　書

令和4年5月末現在（単位：円）

一般会計	上段　予算額 下段　予備費充用	予算現額	支出済額 上段　本月分 下段　累　計	予算残額	支出率（%）
議会費	9,954,000 0	9,954,000	3,074 83,074	9,870,926	0.8
総務費	1,248,974,000 0	1,248,974,000	26,680,769 64,169,597	1,184,804,403	5.1
清掃費	86,164,487,000 0	86,164,487,000	1,176,934,011 1,253,267,406	84,911,219,594	1.5
職員費	10,759,555,000 0	10,759,555,000	628,549,671 1,280,528,549	9,479,026,451	11.9
公債費	3,917,525,000 0	3,917,525,000	0 0	3,917,525,000	0.0
諸支出金	5,505,000 0	5,505,000	0 0	5,505,000	0.0
予備費	300,000,000 0	300,000,000	0 0	300,000,000	0.0
合計	102,406,000,000 0	102,406,000,000	1,832,167,525 2,598,048,626	99,807,951,374	2.5

４清監第２４号
令和４年７月２２日

東京二十三区清掃一部事務組合
議会議長殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員　本間敏明
監査委員　樋口高顕
監査委員　ゆうきくみこ

令和４年６月末現在における例月出納検査の結果報告について

このことについて、地方自治法第２３５条の２の規定により検査を実施したので、同条第３項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

１　検査実施日
令和４年７月１９日（火）
２　検査の結果
今回は、令和４年６月末日現在における例月出納検査を実施した。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

歳入歳出現計表	別表１
現金保管状況調書	別表２
歳入調書	別表３
歳出調書	別表４

（担当者）
東京二十三区清掃一部事務組合
監査事務局　大塚
電話：03（6238）0855

Z010402

別表１　　歳　入　歳　出　現　計　表

令和4年6月末現在　（単位：円）

一般会計 歳入歳出予算額	収入済額 上段 本月分 下段 累計	支出済額 上段 本月分 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	現金現在高	対予算額 収入率（%） 本年度	対予算額 収入率（%） 前年度	対予算額 支出率（%） 本年度	対予算額 支出率（%） 前年度
	7,566,258,520	3,813,555,005	0					
102,642,469,000	16,704,279,000	6,411,603,631	0	10,292,675,369	16.3	20.7	6.2	11.0
歳入歳出予算外経理に属する現金				211,317,026				
基金繰替運用				0				
合計額				10,503,992,395				

別表２　　現　金　保　管　状　況　調　書

令和4年6月末現在　（単位：円）

区分	金額	区分	金額
普通預金	3,502,000,000	当座預金	1,992,395
定期預金	0	現金	0
通知預金	0	その他	0
譲渡性預金	7,000,000,000	合計	10,503,992,395

別表３　　歳　入　調　書

令和4年6月末現在　（単位：円）

一般会計	上段 予算額 下段 調定額	収入済額 上段 本月分 下段 累計	上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率（%） 対予算 本年度	収入率（%） 対予算 前年度	収入率（%） 対調定 本年度	収入率（%） 対調定 前年度
	42,000,000,000	469,103,000	0					
分担金及び負担金	13,999,948,000	7,469,077,000	0	6,530,871,000	17.8	17.2	53.4	51.7
	13,022,747,000	1,109,063,047	0					
使用料及び手数料	3,360,753,960	2,340,767,042	0	1,019,986,918	18.0	17.0	69.7	70.5
	8,589,493,000	0	0					
国庫支出金	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	10,430,000	6,370,318	0					
財産収入	9,294,903	8,358,917	0	935,986	80.1	39.5	89.9	55.0
	1,300,000	0	0					
寄附金	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	8,195,269,000	0	0					
繰入金	0	0	0	0	0.0	19.6	0.0	100.0
	315,200,000	4,741,666,703	0					
繰越金	4,741,666,703	4,741,666,703	0	0	999.9	999.9	100.0	100.0
	10,321,030,000	1,240,055,452	0					
諸収入	3,246,622,413	2,144,409,338	0	1,102,213,075	20.8	21.3	66.1	70.7
	20,187,000,000	0	0					
組合債	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	102,642,469,000	7,566,258,520	0					
合計	25,358,285,979	16,704,279,000	0	8,654,006,979	16.3	20.7	65.9	70.6

別表４　　歳　出　調　書

令和4年6月末現在　（単位：円）

一般会計	上段 予算額 下段 予備費充用	予算現額	支出済額 上段 本月分 下段 累計	予算残額	支出率（%） 本年度	支出率（%） 前年度
	9,954,000		930,343			
議会費	0	9,954,000	1,013,417	8,940,583	10.2	16.1
	1,248,974,000		34,992,152			
総務費	0	1,248,974,000	99,161,749	1,149,812,251	7.9	8.8
	86,400,956,000		2,040,546,910			
清掃費	0	86,400,956,000	3,293,814,316	83,107,141,684	3.8	9.3
	10,759,555,000		1,737,085,600			
職員費	0	10,759,555,000	3,017,614,149	7,741,940,851	28.0	28.0
	3,917,525,000		0			
公債費	0	3,917,525,000	0	3,917,525,000	0.0	0.0
	5,505,000		0			
諸支出金	0	5,505,000	0	5,505,000	0.0	0.0
	300,000,000		0			
予備費	0	300,000,000	0	300,000,000	0.0	0.0
	102,642,469,000		3,813,555,005			
合計	0	102,642,469,000	6,411,603,631	96,230,865,369	6.2	11.0

（写）

４清監第３０号
令和４年８月１９日

東京二十三区清掃一部事務組合
議会議長殿

東京二十三区清掃一部事務組合
監査委員　本間敏明
監査委員　樋口高顕
監査委員　ゆうきくみこ

令和４年７月末現在における例月出納検査の結果報告について

このことについて、地方自治法第２３５条の２の規定により検査を実施したので、同条第３項の規定により、その結果に関する下記の報告を提出します。

記

１　検査実施日
令和４年８月１８日（木）
２　検査の結果
今回は、令和４年７月末日現在における例月出納検査を実施した。
出納金については、組合指定金融機関等から提出された諸証書と照合の結果、いずれも計数上一致し過誤のないことを確認した。
歳入歳出の現計、予算の執行状況及び現金の保管状況は次のとおりである。

歳入歳出現計表	別表１
現金保管状況調書	別表２
歳入調書	別表３
歳出調書	別表４

（担当者）
東京二十三区清掃一部事務組合
監査事務局　大塚
電話：03（6238）0855

Z010402

東京二十三区清掃一部事務組合

別表１　　歳　入　歳　出　現　計　表

令和4年7月末現在　（単位：円）

一般会計 歳入歳出予算額	収入済額 上段 本月分 下段 累計	支出済額 上段 本月分 下段 累計	上段 一時借入金 下段 繰越金	現金現在高	対予算額 収入率（%） 本年度	前年度	支出率（%） 本年度	前年度
102,642,469,000	8,679,008,426 25,383,287,426	3,563,382,178 9,974,985,809	0 0	15,408,301,617	24.7	29.4	9.7	14.7
歳入歳出予算外経理に属する現金				128,331,031				
基金繰替運用				0				
	合　計　額			15,536,632,648				

別表２　　現　金　保　管　状　況　調　書

令和4年7月末現在　（単位：円）

区分	金額	区分	金額
普通預金	8,535,000,000	当座預金	1,632,648
定期預金	0	現金	0
通知預金	0	その他	0
譲渡性預金	7,000,000,000	合計	15,536,632,648

別表３　　歳　入　調　書

令和4年7月末現在　（単位：円）

一般会計	上段 予算額 下段 調定額	収入済額 上段 本月分 下段 累計	上段 還付未済 下段 不納欠損	収入未済額	収入率（%） 対予算 本年度	対予算 前年度	対調定 本年度	対調定 前年度
分担金及び負担金	42,000,000,000 17,499,935,000	6,530,871,000 13,999,948,000	0 0	3,499,987,000	33.3	33.3	80.0	80.0
使用料及び手数料	13,022,747,000 4,501,840,309	1,061,068,336 3,401,835,378	0 0	1,100,004,931	26.1	25.3	75.6	79.3
国庫支出金	8,589,493,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
財産収入	10,430,000 9,370,627	1,010,500 9,369,417	0 0	1,210	89.8	72.1	100.0	81.7
寄附金	1,300,000 3,849,000	0 0	0 0	3,849,000	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金	8,195,269,000 0	0 0	0 0	0	0.0	19.6	0.0	100.0
繰越金	315,200,000 4,741,666,703	0 4,741,666,703	0 0	0	999.9	999.9	100.0	100.0
諸収入	10,321,030,000 4,269,011,333	1,086,058,590 3,230,467,928	0 0	1,038,543,405	31.3	29.8	75.7	76.0
組合債	20,187,000,000 0	0 0	0 0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	102,642,469,000 31,025,672,972	8,679,008,426 25,383,287,426	0 0	5,642,385,546	24.7	29.4	81.8	84.7

別表４　　歳　出　調　書

令和4年7月末現在　（単位：円）

一般会計	上段 予算額 下段 予備費充用	予算現額	支出済額 上段 本月分 下段 累計	予算残額	支出率（%） 本年度	前年度
議会費	9,954,000 0	9,954,000	254,286 1,267,703	8,686,297	12.7	19.7
総務費	1,248,974,000 0	1,248,974,000	36,019,567 135,181,316	1,113,792,684	10.8	20.2
清掃費	86,400,956,000 0	86,400,956,000	2,945,121,460 6,238,935,776	80,162,020,224	7.2	12.9
職員費	10,759,555,000 0	10,759,555,000	581,986,865 3,599,601,014	7,159,953,986	33.5	33.3
公債費	3,917,525,000 0	3,917,525,000	0 0	3,917,525,000	0.0	0.0
諸支出金	5,505,000 0	5,505,000	0 0	5,505,000	0.0	0.0
予備費	300,000,000 0	300,000,000	0 0	300,000,000	0.0	0.0
合計	102,642,469,000 0	102,642,469,000	3,563,382,178 9,974,985,809	92,667,483,191	9.7	14.7

４清総総第３８２号
令和４年９月１６日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議　長　　本多　健信　様

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者　山﨑　孝明

東京エコサービス株式会社の経営状況を
説明する書類の提出について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、下記書類を提出します。

記

１　東京エコサービス株式会社の経営状況を説明する書類

（１）東京エコサービス株式会社の現況について

（２）貸借対照表

（３）損益計算書

東京エコサービス株式会社の現況について

1　第１６回定時株主総会

（１）日　　時　　令和４年６月２８日（火）　午後４時００分
（２）場　　所　　東京エコサービス株式会社　会議室
（３）報告事項
　　第１６期事業報告（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）
（４）決議事項
　　第１号議案　「第１６期決算報告書承認に関する件」
　　①貸借対照表（令和４年３月３１日現在）
　　②損益計算書（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）
　　③株主資本等変動計算書（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）
　　④個別注記表
　　第２号議案　「剰余金の処分に関する件」
　　第３号議案　「取締役の任期満了による改選に関する件」

2　経営成績

（単位：円）

売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
11,311,989,618	645,853,118	657,870,797	448,573,235

3　株式の状況

（１）株式総数　　２，０００株
（２）株　　主　　東京二十三区清掃一部事務組合　　１，１９６株
　　東京瓦斯株式会社　　８０４株

4　会社の概要

（１）事業概要
　①設　立　日　　平成１８年１０月２４日
　②資　本　金　　２億円
　③出　資　者　　東京二十三区清掃一部事務組合、東京瓦斯株式会社
　④本　　社　　東京都港区浜松町一丁目１０番１７号
　⑤代表取締役　　佐藤良美（社長）、大久保一成（副社長）
　⑥事業内容
　　ア　廃棄物中間処理施設の運転管理受託業務
　　イ　廃棄物中間処理施設が保有又はこれに付帯する資産の有効活用業務
　　ウ　廃棄物中間処理施設に関わるコンサルティング業務

　　エ　労働者派遣業務
　　オ　機械器具設置工事業の業務
　　カ　電気工事業の業務
　　キ　管工事業の業務
　　ク　前各号に付帯する業務

（２）人員配置

（単位：人）

	取締役等	管理職	一般職等	計
本　　社	10	19	40	69
管理事務所	0	12	252	264
計	10	31	292	333

（令和４年４月１日現在）

注１：取締役等は、代表取締役、取締役、監査役を含む。
注２：本社は、正規社員、嘱託社員、東京ガス等出向、パートを含む。
注３：管理事務所は、正規社員、嘱託社員、パート、派遣社員を含む。

5　令和４年度事業計画

（１）受託事業
　①清掃工場運転管理等業務受託事業
　令和３年度に引き続き５清掃工場（大田・北・港・豊島・練馬）の運営にあたって、「安全・安心の確保」、「安定操業」、「コストの抑制」を念頭に着実に実施していく。
　大田清掃工場においては、令和４年度に再稼働工事がしゅん工する大田第一工場も含めた施設管理について万全の体制で業務を推進していく。また、清掃一組の協力を得ながら、技術継承や社員の能力開発・育成について継続的に取り組むとともに、新たな業務の受託を目指し、社内体制の強化を図っていく。

　②焼却灰の資源化に関する管理調整業務受託事業
　清掃工場から排出される焼却灰をセメント原料化等資源化する事業に伴う管理調整業務を清掃一組から受託している。搬出量は令和３年度に引き続き７１，０００トンで計画し、灰輸送に使用する鉄道・船舶輸送用コンテナの調整・運用・管理、関係者との連絡調整及び進捗管理等を行いつつ、事業の円滑な進行を図っていく。また、同様に受託している徐冷スラグ化に関する管理調整業務についても、事業の円滑な進行を図っていく。さらに、新たに開始される搬入先や輸送手段の実証確認についても円滑な業務遂行に努めていく。

③コンサルティング業務受託事業

これまで清掃工場運転管理等受託業務で培った技量のある社員が中心となって、ベテラン社員と連携して自治体からの継続的な技術支援業務の受託を目指していく。また、これまでの技術支援受託業務での経験や施設運営管理に精通した当社の強みを活かし、自治体の施設運営に貢献する技術支援業務の拡大に努めていく。

④建設事業

令和３年度は、清掃一組の清掃工場において、クレーンワイヤーロープ交換工事等６件の工事を施工した。令和４年度も引き続き、清掃一組の清掃工場を中心に営業活動を行う。

（２）電気販売事業

卸販売は、４工場（板橋・足立・墨田・杉並）の非 FIT 電気を清掃一組から購入し、小売電気事業者へ確実に販売する。

小売販売は、１５工場（品川・豊島・北・渋谷・多摩川・港・世田谷・葛飾・有明・千歳・新江東、中央、大田、光が丘、練馬、）に、令和４年９月に稼働する大田第一工場を加えた工場の電源を用いて、事業規模を令和３年度とほぼ同規模となる 761 件（契約電力：約 11 万 kW）に販売していく。

今後も環境価値を有する清掃一組のごみ発電による余剰電力を最大限に有効活用すべく、関係機関や業界との情報交換・収集を行い、電力事業を取り巻く状況の変化に柔軟に対応した事業展開を目指す。

東京エコサービス株式会社

貸　借　対　照　表

（令和４年３月 31 日現在）

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
【流動資産】	**6,116,314,963**	**【流動負債】**	**2,086,837,880**
現金および預金	4,390,351,017	買掛金	**639,322,454**
売掛金	1,563,072,044	未払消費税	86,327,600
貯蔵品	8,343,375	未払金	1,057,692,839
前払金	2,356,160	未払給与	17,601,462
短期貸付金	255,000	未払法人税等	123,209,300
未収入金	102,187,984	未払事業税	38,609,000
立替金	513,942	前受金	115,500
預け金	487,271	預り金	21,500,103
その他雑流動資産	48,748,170	賞与引当金	102,459,622
【固定資産】	**300,884,281**	**【固定負債】**	**516,273,890**
（有形固定資産）	（152,688,173）	リース債務（長期）	2,607,890
建物	36,987,113	電力システム改革対応引当金	440,000,000
建物償却累計額	△ 20,671,508	受注損失引当金	49,500,000
車両運搬具	2,031,453	退職給付引当金	24,166,000
車両運搬具償却累計額	△ 2,031,452	**負債の部合計**	**2,603,111,770**
工具器具備品	291,068,751	**純資産の部**	
工具器具償却累計額	△ 185,855,456	**【株主資本】**	**3,814,087,474**
リース資産	2,104,323	資本金	200,000,000
建設仮勘定	29,054,949	利益剰余金	3,164,087,474
（無形固定資産）	（23,584,965）	利益準備金	24,000,000
ソフトウェア	21,940,053	（その他利益剰余金）	（3,590,087,474）
その他雑無形固定資産	1,644,912	繰越利益剰余金	3,590,087,474
（投資その他の資産）	（124,611,143）		
長期前払費用	8,431,093		
敷　金	65,900,160		
その他投資	50,279,890	**純資産の部合計**	**3,814,087,474**
資産の部合計	**6,417,199,244**	**負債・純資産の部合計**	**6,417,199,244**

東京エコサービス株式会社

損　益　計　算　書

（自 令和３年４月１日　至 令和４年３月31日）

（単位：円）

科目	金額	
売上高		11,311,989,618
売上原価		9,759,849,484
【売上総利益金額】		**1,552,140,134**
販売費及び一般管理費		906,287,016
【営業利益金額】		**645,853,118**
営業外収益		
受取利息	7,507	
雑収入	12,694,651	12,702,158
営業外費用		
支払利息	384,479	
雑損失	300,000	684,479
【経常利益金額】		**657,870,797**
特別損失		
固定資産売却損	516,989	
固定資産除却損	350,826	867,815
【税引前当期純利益金額】		**657,002,982**
法人税、住民税及び事業税		208,429,747
【当期純利益金額】		**448,573,235**

令和４年第３回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

追　加　議　事　日　程（第１号）

令和４年９月２８日（水）　午後２時３０分開議

追加日程第１　議案第２３号　東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第２　議案第２４号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第３　議案第２５号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第４　議案第２６号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第５　議案第２７号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第６　議案第２８号　特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第７　議案第２９号　東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第８　議案第３０号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第９　議案第３１号　東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第１０　議案第２２号　令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）

追加日程第１１　議案第３２号　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第１２　議案第３３号　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について

追加日程第１３　議案第３４号　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について

追加日程第１４　認定第　１号　令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

写

令和４年９月２８日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議　長　　本　多　健　信　　様

総務・事業副委員長
下　山　芳　男

総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第７４条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第２３号	東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第２４号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第２５号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第２６号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第２７号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第２８号	特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第２９号	東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第３０号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第３１号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

写

令和４年９月２８日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議　長　　本　多　健　信　　様

財務委員長
工　藤　哲　也

財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第７４条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果
議案第２２号	令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）	原案可決
議案第３２号	足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第３３号	中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について	原案可決
議案第３４号	千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について	原案可決

㊞写

令和４年９月２８日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議　長　　本　多　健　信　　様

決算特別委員長
工　藤　哲　也

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第７４条の規定により報告します。

記

議案番号	件　　名	審査結果
認定第１号	令和３年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について	認　定

議　　案

令　和　3　年　度

東京二十三区清掃一部事務組合

一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

令和３年度　東京二十三区清掃一部事務組合

歳　　入

款	項	予算現額	調定額
		円	円
1 分担金及び負担金		39,000,000,000	39,000,000,000
	1 分担金	39,000,000,000	39,000,000,000
2 使用料及び手数料		11,981,288,000	12,263,530,217
	1 使用料	7,763,000	7,748,641
	2 手数料	11,973,525,000	12,255,781,576
3 国庫支出金		6,997,430,000	6,996,452,700
	1 国庫補助金	6,996,275,000	6,995,274,600
	2 国庫委託金	1,155,000	1,178,100
4 財産収入		18,663,000	18,475,604
	1 財産運用収入	10,285,000	10,452,575
	2 財産売払収入	8,378,000	8,023,029
5 寄附金		3,580,000	3,580,000
	1 寄附金	3,580,000	3,580,000
6 繰入金		10,217,000,000	10,217,000,000
	1 基金繰入金	10,217,000,000	10,217,000,000
7 繰越金		6,374,193,000	6,374,193,455
	1 繰越金	6,374,193,000	6,374,193,455
8 諸収入		9,098,846,000	9,722,249,647
	1 延滞金、加算金及び過料	1,909,000	18,810,900
	2 預金利子	87,000	145,218
	3 有価物売払収入	410,816,000	455,366,431
	4 雑入	8,686,034,000	9,247,927,098
9 組合債		12,162,000,000	12,162,000,000

一般会計歳入歳出決算書

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
円	円	円	円
39,000,000,000	0	0	0
39,000,000,000	0	0	0
12,081,773,083	157,635	181,599,499	100,485,083
7,748,641	0	0	△14,359
12,074,024,442	157,635	181,599,499	100,499,442
6,996,452,700	0	0	△977,300
6,995,274,600	0	0	△1,000,400
1,178,100	0	0	23,100
18,475,604	0	0	△187,396
10,452,575	0	0	167,575
8,023,029	0	0	△354,971
3,580,000	0	0	0
3,580,000	0	0	0
10,217,000,000	0	0	0
10,217,000,000	0	0	0
6,374,193,455	0	0	455
6,374,193,455	0	0	455
9,677,027,309	27,900	45,194,438	578,181,309
2,261,400	27,900	16,521,600	352,400
145,218	0	0	58,218
455,366,431	0	0	44,550,431
9,219,254,260	0	28,672,838	533,220,260
12,162,000,000	0	0	0

歳　入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	円
	1 組合債	12,162,000,000	12,162,000,000	12,162,000,000	0	0	0
歳入合計		95,853,000,000	96,757,481,623	96,530,502,151	185,535	226,793,937	677,502,151

歳　　出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1 議会費		10,133,000	8,509,486	0	1,623,514	1,623,514
	1 議会費	10,133,000	8,509,486	0	1,623,514	1,623,514
2 総務費		1,163,661,000	1,112,734,162	0	50,926,838	50,926,838
	1 総務管理費	1,159,408,000	1,108,655,560	0	50,752,440	50,752,440
	2 監査委員費	4,253,000	4,078,602	0	174,398	174,398
3 清掃費		73,624,216,000	70,289,727,096	15,200,000	3,319,288,904	3,334,488,904
	1 清掃費	43,060,133,000	40,026,132,070	0	3,034,000,930	3,034,000,930
	2 施設整備費	30,564,083,000	30,263,595,026	15,200,000	285,287,974	300,487,974
4 職員費		10,560,558,000	10,183,440,139	0	377,117,861	377,117,861
	1 職員費	10,560,558,000	10,183,440,139	0	377,117,861	377,117,861
5 公債費		4,070,284,000	4,070,276,565	0	7,435	7,435
	1 公債費	4,070,284,000	4,070,276,565	0	7,435	7,435
6 諸支出金		6,124,148,000	6,124,148,000	0	0	0
	1 財政調整基金積立金	6,124,148,000	6,124,148,000	0	0	0
7 予備費		300,000,000	0	0	300,000,000	300,000,000
	1 予備費	300,000,000	0	0	300,000,000	300,000,000
歳出合計		95,853,000,000	91,788,835,448	15,200,000	4,048,964,552	4,064,164,552

歳 入 歳 出 差 引 残 額　　4,741,666,703円

上記決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見を添付して提出する。

令 和　4 年 9 月 28 日

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者　　山　﨑　孝　明

議案第２２号

令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第２号）

令和４年度東京二十三区清掃一部事務組合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,176,494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,803,763千円と定める。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表債務負担行為補正」による。

令和４年９月２８日提出

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者　　山　崎　孝　明

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		8,195,269	1,176,494	9,371,763
	1 基金繰入金	8,195,269	1,176,494	9,371,763
歳入合計		102,627,269	1,176,494	103,803,763

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 清掃費		86,385,756	1,176,494	87,562,250
	1 清掃費	44,472,529	1,176,494	45,649,023
歳出合計		102,627,269	1,176,494	103,803,763

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3 清掃費	1 清掃費	品川清掃工場クレーンインバータ整備工事	72,270
3 清掃費	1 清掃費	墨田清掃工場蒸気タービン発電機盤整備工事	29,906
3 清掃費	2 施設整備費	千歳清掃工場建築設備中央監視装置更新工事	30,250
3 清掃費	2 施設整備費	葛飾清掃工場建築設備中央監視装置更新工事	61,313

第３表　債務負担行為補正

追　加

（単位：千円）

事項	期間	限度額
品川清掃工場整備事業（蒸気タービン発電機盤整備工事）	令和５年度	11,989
世田谷清掃工場整備事業（現場制御盤制御システム整備工事）	令和５年度	109,211
板橋清掃工場整備事業（クレーンインバータ更新工事）	令和５年度	25,604
葛飾清掃工場整備事業（蒸気タービン発電機盤整備工事）	令和５年度	13,770

変　更

（単位：千円）

事項	区分	期間	限度額
北清掃工場建設事業（建替工事）	補正前	令和５年度　～　令和１１年度	55,000,000
	補正後	令和５年度　～　令和１１年度	62,000,000

議案第二十三号

東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を「第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改め、同条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同条第六号中「研修及び人事評価」を「研修」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　職員の退職管理の状況

第三条中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　職員の休業の状況

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　職員の人事評価の状況

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第二十四号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例（平成十二年条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　定年制度（第二条―第五条）
第三章　管理監督職勤務上限年齢制（第六条―第十三条）
第四章　定年前再任用短時間勤務制（第十四条・第十五条）
第五章　雑則（第十六条）
附則

第一章　総則

第一条中「（第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三）」を「。以下「法」という。）第二十二条の四第一項、第二十二条の五第二項、第二十八条の二第一項、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章　定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改める。

第四条第一項中「ときは、その」を「ときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員（第六条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて管理者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると」を「あると」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、

同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第四項中「任命権者は」の下に、「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくに」を「、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の三章を加える。

第三章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条　法第二十八条の二第一項の条例で定める職は、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十九号）第十条第一項に規定する職員が占める職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第七条　法第二十八条の二第一項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第八条　任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一　当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十二条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に掲げる標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

二　人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

三　当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長されたときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日までがある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日から起算して三年を超えることができない。

3　任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として組合規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、又は当該職員を当該管理監督職に転任させることができる。

4　任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

第十条　前条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める場合は、当該他の管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

第十一条　第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させるかは、任命権者が、人事評価の結果、人事

の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十二条　任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をさせる場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十三条　任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、その職員を他の職への降任等をさせるものとする。

第四章　定年前再任用短時間勤務制

第十四条　任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この章において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2　前項の規定による採用（以下この条において「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

3　年齢六十年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

4　任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

一　定年前再任用を行う職に係る職務内容

二　定年前再任用を行う日

三　定年前再任用に係る勤務地

四　定年前再任用をされた場合の給与

五　定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六　前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第十五条　任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、特別区等（特別区、特別区人事・厚生事務組合及び特別区競馬組合）の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2　前項の場合においては、前条（第一項本文を除く。）の規定を準用する。

第五章　雑則

第十六条　この条例の実施に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（定年に関する経過措置）

2　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、同条中「六十五年」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

3　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）については当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員については当該職員の異動等の日から同日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第二条　東京二十三区清掃一部事務組合職員の再任用に関する条例（平成十三年条例第一号）は、廃止する。

（準備行為）

第三条　第十四条第四項及び第五項の規定による採用の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（勤務延長に関する経過措置）

第四条　任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で当該期限を延長することにおいて「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、管理者の承認を得て、

ができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2　任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における旧条例定年（旧条例第三条に規定する行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年をいう。以下同じ。）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の東京二十三区清掃一部事務組合規則（以下「組合規則」という。）で定める職に、基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日において同日における旧条例定年（基準日が施行日の前日にある場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該組合規則で定める職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。

3　新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第五条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第八条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一　施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二　旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三　二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四　二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがあるもの

2　令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一　施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二　施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者　施行日以後に新条例第十四条第一項の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者　施行日以後に新条例第十五条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者　二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過するまでの間にあるもの　二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

三　暫定再任用に係る勤務地

四　暫定再任用をされた場合の給与

五　暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間

六　前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

6　第一項若しくは第二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第一項若しくは第二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

7　暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第七条第一項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

8　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第六条　任命権者は、前条第一項の規定による場合のほか、特別区等（新条例第十五条第一項に規定する特別区等をいう。次項及び附則第八条において同じ。）における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2　令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、特別区等における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間に

3　前二項の規定による採用（以下この条において「暫定再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（以下この項及び次項において「法」という。）第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

4　定年退職者等（第一項各号及び第二項各号に掲げる者をいう。）が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第五十六条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

5　任命権者は、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

一　暫定再任用を行う職に係る職務内容

二　暫定再任用を行う日及び任期の末日

ある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3　前二項の場合において、前条第三項から第八項までの規定を準用する。

第七条　任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第五条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十四条第一項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職務と認められるものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職に係る年齢（短時間勤務の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。次条第一項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2　令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第五条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職務と認められるものとした場合における旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。次条第二項及び附則第十二条において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3　前二項の場合において、前条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

第八条　任命権者は、前条第一項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2　令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、特別区等における附則第五条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3　前二項の場合において、任命権者は、前条第三項から第八項までの規定を準用する。

第九条　令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一　施行日以後に新たに設置された職（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

二　施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2　令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

法第二十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢）

第十条　令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一　施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二　施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2　令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第十一条　令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第五条から第八条までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二　基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2　令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3　令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第十二条　任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の組合規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第十四条第一項に規定する年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新条例第十四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日においておける当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務の職にあっては、組合規則で定める短時間勤務の職に達している者（当該組合規則で定める者）を、新条例第十四条第一項又は第十五条第一項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十四条第一項又は第十五条第一項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再

任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該組合規則で定める短時間勤務の職にあっては、組合規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢）

第十三条　令和三年改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第二十五号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合職員の懲戒に関する条例（平成十二年条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「範囲で」の下に「その発令の日に受ける」を、「を除く。）」の下に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附　則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第二十六号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山崎　孝明

東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条第四項、第三条第一項、第四条、第五条第二項、第十四条第一項及び第十九条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第二十七号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成十二年条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「条例第十五号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加え、「第二項」を「同条第二項」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第三号中「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「（以下「一歳六か月到達日」という。）」を「に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、」を加え、「、二歳に達する日」を「当該子が二歳に達する日」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次のいずれかに該当する非常勤職員

(1)　その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）において当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2)　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号中ハを削り、同号を同条第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　定年条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第二条の三第三号中「養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間において育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものにあっては、当該任期の末日の翌日

又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、組合規則で定める特別の事情がある場合にあってはハに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中ロをハとし、同号イ中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が同号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

ニ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四中「養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、組合規則で定める特別の事情がある場合にあっては第三号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四　当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条の二　育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第七条第二号中「東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例（平成十二年条例第十五号）」を「定年条例」に、「第二項」を「同条第二項」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第二条第三号に掲げる職員

第十四条第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から、第二条の改正規定（同条第三号を第四号とし、同条第二号の次に一号を加える部分に限る。）、第七条の改正規定（同条第二号の次に一号を加える部分に限る。）及び第十四条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に、この条例による改正前の東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例第三条第五号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

3　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する。

（施行前の準備）

4　地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十八号）第二条の規定による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

5　この条例による改正後の条例第二条第四号イ、第二条の三第三号、第二条の四又は第三条第七号に新たに該当する者からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第三十五号）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第二十八号

特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例（平成十八年条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用されている職員」を「第二十八条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」という。）」に改め、同条第二号中「地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　東京二十三区清掃一部事務組合職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の特定法人への東京二十三区清掃一部事務組合職員の派遣等に関する条例第三条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第二十九号

東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山崎孝明

東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成十二年条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「同法第二十二条の四第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第三十号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を乗じて得た額とする。

第六条の三を削る。

第二十条第四項及び第二十三条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十五条第二項、第三十一条第三項及び第三十四条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を次のように改める。

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　平成十八年三月三十一日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の規定による給料の調整額（以下「都調整額」という。）の支給を受けていた職員で、平成十八年四月一日から行政職給料表（二）の適用を受けることとなる再任用職員以外の職員のうち、管理者が定めるものの次の表の上欄に掲げる年度における給料月額は、行政職給料表（二）の額にそれぞれ次の表の下欄に定める額を加算した額とする。

平成十八年度	平成十九年度	平成二十年度	平成二十一年度	平成二十二年度
一万四千九百円	一万千九百円	八千九百円	五千九百円	二千九百円

3　平成十八年三月三十一日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年四月一日以降行政職給料表（二）の適用を受けることとなる定年前再任用短時間勤務職

員のうち、管理者が定めるものの給料月額は、当分の間、第六条第八項の規定により算出した額に一万二千円を上限として管理者が定める額を加算した額とする。

4　前項に規定する管理者が定めるものの次の表の上欄に掲げる年度における給料月額は、同項に定めるもののほか、行政職給料表（二）の額にそれぞれ次の表の下欄に定める額を上限として管理者が定める額を加算した額とする。

平成十八年度	一万四千九百円
平成十九年度	一万千九百円
平成二十年度	八千九百円
平成二十一年度	五千九百円
平成二十二年度	二千九百円

5　附則に次の八項を加える。

当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第七項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

6　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二　医療職給料表（一）の適用を受ける職員

三　地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

四　地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

7　地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第九項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第五項の規定により定日給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第五項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

8　前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用

については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

9　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員に限り、附則第七項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、管理者の定めるところにより、附則第五項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

10　附則第七項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第五項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、管理者の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

11　当分の間、附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する東京二十三区清掃一部事務組合職員の分限に関する条例第二条第二項、第三条第一項及び第四項並びに第七条の規定の適用については、同条例第二条第二項中「職員」とあるのは「東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十九号。以下「給与条例」という。）附則第五項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第三条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第五項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第五項の規定による降給は、この限りでない」とあるのは「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第五項の規定による降給は、この限りでない」とする。

12　附則第五項から前項までに定めるもののほか、附則第五項及び第七項の規定による給料月額その他附則第五項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

41	200,400	273,400	315,100	347,500	389,300	476,200
42	202,200	275,300	317,300	349,800	391,900	477,800
43	204,000	277,300	319,300	352,100	394,300	479,200
44	205,900	279,300	321,400	354,300	396,800	480,700
45	207,800	281,300	323,500	356,500	399,200	482,000
46	209,600	283,100	325,600	358,700	401,600	483,400
47	211,500	285,000	327,600	360,900	403,800	484,600
48	213,300	286,900	329,700	363,000	406,000	485,900
49	215,200	288,800	331,700	365,000	408,100	487,000
50	217,000	290,600	333,700	367,100	410,100	488,200
51	218,900	292,400	335,600	369,100	411,900	489,200
52	220,700	294,200	337,600	371,100	413,700	490,300
53	222,600	295,900	339,600	373,100	415,400	491,300
54	224,400	297,700	341,600	375,000	416,900	492,300
55	226,300	299,500	343,500	376,900	418,400	493,200
56	228,200	301,100	345,300	378,700	419,800	494,100
57	230,000	302,800	347,200	380,500	421,000	494,900
58	231,800	304,500	349,100	382,300	422,200	495,700
59	233,600	306,100	350,800	384,000	423,300	496,500
60	235,400	307,800	352,600	385,700	424,200	497,200
61	237,200	309,400	354,400	387,200	425,200	497,900
62	238,900	310,900	356,100	388,800	426,100	498,600
63	240,700	312,500	357,800	390,300	426,900	499,300
64	242,500	314,100	359,500	391,700	427,700	499,900
65	244,300	315,600	361,100	393,000	428,500	500,500
66	246,100	317,100	362,800	394,100	429,200	501,100
67	247,900	318,600	364,400	395,200	430,000	501,600
68	249,600	320,000	365,900	396,200	430,700	502,100
69	251,300	321,500	367,400	397,200	431,300	502,600
70	252,900	322,900	368,900	398,000	432,000	503,100
71	254,600	324,300	370,300	398,900	432,600	503,600
72	256,300	325,600	371,600	399,700	433,200	504,100
73	258,000	326,900	372,900	400,500	433,700	504,600
74	259,700	328,100	374,100	401,200	434,300	505,100
75	261,400	329,300	375,200	402,000	434,800	505,600
76	263,000	330,400	376,100	402,700	435,400	506,100
77	264,600	331,500	377,100	403,400	436,000	506,600
78	266,100	332,600	378,000	404,000	436,600	507,100
79	267,700	333,600	378,900	404,700	437,200	507,600
80	269,300	334,600	379,600	405,300	437,700	508,100

別表第１（第５条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,500	196,700	226,600	253,100	283,900	368,900
	2	143,600	198,300	228,700	255,400	286,400	371,700
	3	144,700	199,900	230,800	257,700	288,900	374,500
	4	145,900	201,400	232,900	260,000	291,400	377,300
	5	147,100	203,000	234,900	262,300	293,900	380,100
	6	148,300	204,700	237,000	264,600	296,400	382,800
	7	149,500	206,300	239,100	266,900	298,900	385,600
	8	150,700	208,000	241,200	269,200	301,500	388,400
	9	151,900	209,800	243,200	271,500	304,100	391,200
	10	153,100	211,500	245,300	273,800	306,700	394,000
	11	154,400	213,300	247,400	276,100	309,200	396,900
	12	155,700	215,200	249,600	278,400	311,800	399,800
	13	157,000	217,000	251,700	280,700	314,400	402,600
	14	158,400	218,900	253,900	283,000	317,000	405,500
	15	159,800	220,800	256,100	285,200	319,600	408,400
	16	161,200	222,600	258,300	287,600	322,200	411,300
	17	162,700	224,500	260,500	290,000	324,800	414,200
	18	164,300	226,400	262,700	292,400	327,400	417,100
	19	166,000	228,300	264,900	294,800	330,000	420,100
	20	167,800	230,300	267,100	297,200	332,700	423,100
	21	169,600	232,300	269,400	299,600	335,300	426,000
	22	171,400	234,200	271,700	302,000	338,000	429,000
	23	173,200	236,200	274,000	304,400	340,700	432,100
	24	175,000	238,200	276,300	306,800	343,400	435,100
	25	176,800	240,200	278,500	309,100	346,100	438,100
	26	178,600	242,200	280,800	311,500	348,800	441,000
	27	180,400	244,200	283,200	314,000	351,500	444,000
	28	182,100	246,300	285,600	316,500	354,200	446,900
	29	183,700	248,300	288,000	319,000	356,900	449,700
	30	184,900	250,400	290,300	321,500	359,700	452,500
	31	186,000	252,500	292,700	324,000	362,500	455,200
	32	187,100	254,600	295,000	326,400	365,300	457,700
	33	188,200	256,800	297,300	328,700	368,100	460,200
	34	189,400	258,900	299,500	331,100	370,800	462,600
	35	190,700	261,000	301,800	333,500	373,500	464,800
	36	192,100	263,100	304,100	335,900	376,200	467,000
	37	193,600	265,200	306,400	338,200	378,900	469,000
	38	195,300	267,200	308,600	340,600	381,600	471,000
	39	197,000	269,300	310,700	343,000	384,100	472,800
	40	198,700	271,400	312,900	345,300	386,700	474,600

	121	312,400	355,500	399,600	423,100		
	122	312,800		400,000	423,500		
	123	313,200		400,400	423,900		
	124	313,600		400,800	424,300		
	125	314,000		401,200	424,700		
	126	314,300		401,600	425,100		
	127	314,700		402,000	425,500		
	128	315,100		402,400	425,900		
	129	315,500		402,800	426,300		
	130	315,900		403,200			
	131	316,300		403,600			
	132	316,700		404,000			
	133	317,000		404,400			
	134	317,400					
	135	317,700					
	136	318,000					
	137	318,300					
	138	318,600					
	139	318,900					
	140	319,200					
	141	319,500					
	142	319,800					
	143	320,100					
	144	320,400					
	145	320,700					
	146	321,000					
	147	321,300					
	148	321,600					
	149	321,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条に規定する職員を除く。

81	270,900	335,400	380,400	405,900	438,200	508,600
82	272,500	336,300	381,200	406,400	438,700	509,100
83	274,100	337,100	381,900	407,000	439,200	509,600
84	275,600	337,900	382,500	407,500	439,700	510,100
85	277,100	338,500	383,200	408,000	440,200	510,600
86	278,500	339,200	383,800	408,400	440,700	511,100
87	280,000	339,800	384,400	408,900	441,200	511,600
88	281,400	340,400	384,900	409,400	441,700	512,100
89	282,800	341,000	385,400	409,800	442,200	512,600
90	284,200	341,600	385,900	410,300	442,700	
91	285,600	342,200	386,400	410,800	443,200	
92	286,800	342,700	386,900	411,200	443,700	
93	288,100	343,200	387,400	411,700	444,100	
94	289,400	343,700	387,900	412,200	444,600	
95	290,700	344,200	388,400	412,700	445,100	
96	291,800	344,700	388,900	413,100	445,600	
97	293,000	345,200	389,400	413,500	446,100	
98	294,200	345,700	389,900	413,900	446,600	
99	295,400	346,200	390,400	414,300	447,100	
100	296,600	346,700	390,900	414,700	447,600	
101	297,600	347,200	391,400	415,100	448,100	
102	298,700	347,600	391,900	415,500	448,600	
103	299,800	348,100	392,400	415,900	449,100	
104	300,800	348,600	392,800	416,300	449,600	
105	301,700	349,100	393,200	416,700	450,100	
106	302,700	349,500	393,600	417,100	450,600	
107	303,600	349,900	394,000	417,500	451,100	
108	304,500	350,300	394,400	417,900	451,600	
109	305,400	350,700	394,800	418,300	452,100	
110	306,200	351,100	395,200	418,700		
111	307,000	351,500	395,600	419,100		
112	307,800	351,900	396,000	419,500		
113	308,400	352,300	396,400	419,900		
114	309,100	352,700	396,800	420,300		
115	309,700	353,100	397,200	420,700		
116	310,300	353,500	397,600	421,100		
117	310,800	353,900	398,000	421,500		
118	311,300	354,300	398,400	421,900		
119	311,700	354,700	398,800	422,300		
120	312,100	355,100	399,200	422,700		

45	175,800	277,100	305,500	319,000
46	177,300	278,400	307,000	320,800
47	178,900	279,700	308,400	322,600
48	180,400	281,000	309,900	324,300
49	182,000	282,300	311,300	326,100
50	183,600	283,500	312,700	327,800
51	185,200	284,700	314,100	329,400
52	187,000	285,900	315,400	331,000
53	188,700	287,000	316,700	332,600
54	190,300	288,100	318,000	334,100
55	192,000	289,100	319,200	335,600
56	193,700	290,100	320,300	337,100
57	195,400	291,100	321,400	338,400
58	197,000	292,000	322,500	339,800
59	198,800	292,900	323,400	341,100
60	200,400	293,800	324,200	342,300
61	202,100	294,500	325,100	343,500
62	203,800	295,300	325,800	344,400
63	205,500	296,000	326,600	345,400
64	207,200	296,700	327,200	346,300
65	208,800	297,200	327,900	347,200
66	210,500	297,800	328,600	347,900
67	212,100	298,300	329,200	348,600
68	213,700	298,900	329,700	349,300
69	215,400	299,400	330,300	350,000
70	216,900	299,900	330,800	350,600
71	218,600	300,500	331,400	351,300
72	220,200	300,900	331,800	352,000
73	221,800	301,300	332,200	352,600
74	223,500	301,800	332,600	353,100
75	225,100	302,200	333,100	353,700
76	226,600	302,600	333,500	354,200
77	228,200	303,100	333,900	354,800
78	229,600	303,500	334,400	355,200
79	231,200	304,000	334,800	355,700
80	232,700	304,400	335,200	356,200
81	234,300	304,800	335,700	356,600
82	235,800	305,200	336,100	356,900
83	237,400	305,600	336,500	357,400
84	238,800	306,100	337,000	357,800
85	240,300	306,500	337,400	358,200
86	241,600	306,900	337,800	358,600
87	243,100	307,200	338,200	359,000
88	244,700	307,600	338,600	359,400

別表第２（第５条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	128,000	204,000	224,600	229,300
	2	128,700	205,600	226,400	231,300
	3	129,400	207,400	228,300	233,300
	4	130,100	209,100	230,200	235,300
	5	130,800	210,900	232,400	237,300
	6	131,500	212,700	234,200	239,300
	7	132,200	214,400	236,200	241,300
	8	132,900	216,300	238,200	243,300
	9	133,600	218,100	240,300	245,300
	10	134,300	219,900	242,000	247,300
	11	135,000	221,700	244,100	249,300
	12	135,700	223,500	246,200	251,400
	13	136,400	225,500	248,200	253,500
	14	137,400	227,300	250,200	255,600
	15	138,400	229,200	252,300	257,700
	16	139,400	231,000	254,300	259,800
	17	140,400	232,800	256,100	261,900
	18	141,400	234,600	258,200	263,900
	19	142,500	236,400	260,200	266,000
	20	143,700	238,300	262,100	268,100
	21	144,900	240,000	264,000	270,200
	22	146,100	241,700	266,000	272,300
	23	147,300	243,500	267,800	274,400
	24	148,400	245,200	269,700	276,600
	25	149,600	247,000	271,600	278,800
	26	150,800	248,600	273,500	281,000
	27	152,100	250,200	275,200	283,200
	28	153,400	251,900	277,000	285,300
	29	154,600	253,500	278,900	287,300
	30	156,000	255,100	280,700	289,400
	31	157,400	256,700	282,400	291,500
	32	158,800	258,300	284,200	293,600
	33	160,500	259,800	285,900	295,600
	34	162,200	261,400	287,600	297,700
	35	163,800	263,000	289,300	299,800
	36	165,300	264,400	291,000	301,800
	37	166,800	265,900	292,700	303,700
	38	167,900	267,400	294,500	305,700
	39	168,900	268,800	296,100	307,700
	40	169,900	270,200	297,600	309,700
	41	170,900	271,700	299,300	311,600
	42	172,000	273,000	300,900	313,500
	43	173,200	274,500	302,400	315,400
	44	174,400	275,700	303,900	317,300

	133	285,100	321,300	355,000	
	134	285,400	321,400	355,400	
	135	285,700	321,500	355,800	
	136	286,100	321,600	356,200	
	137	286,500	321,700	356,600	
	138	286,800	321,800	357,000	
	139	287,200	321,900	357,400	
	140	287,600	322,000	357,800	
	141	287,800	322,100	358,200	
	142	288,200	322,200	358,600	
	143	288,500	322,300	359,000	
	144	288,700	322,400	359,400	
	145	289,000	322,500	359,800	
	146	289,300	322,600	360,200	
	147	289,600	322,700	360,600	
	148	289,800	322,800	361,000	
	149	290,100	322,900	361,400	
	150	290,400		361,800	
	151	290,700		362,200	
	152	290,900		362,600	
	153	291,200		363,000	
	154	291,500		363,300	
	155	291,700		363,600	
	156	292,000		363,900	
	157	292,300		364,200	
	158	292,600			
	159	292,900			
	160	293,200			
	161	293,500			
	162	293,800			
	163	294,100			
	164	294,400			
	165	294,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		212,000	223,200	244,000	274,700

備考　この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で管理者が定めるものに適用する。

89	246,200	307,900	338,900	359,800
90	247,400	308,300	339,300	360,300
91	248,900	308,600	339,600	360,700
92	250,200	309,000	340,000	361,000
93	251,600	309,300	340,300	361,400
94	252,900	309,700	340,700	361,700
95	254,200	310,000	341,000	362,100
96	255,500	310,400	341,400	362,400
97	256,800	310,700	341,700	362,800
98	257,900	311,100	342,000	363,100
99	259,100	311,400	342,400	363,500
100	260,400	311,800	342,700	363,800
101	261,600	312,100	343,100	364,200
102	262,800	312,500	343,400	364,500
103	264,000	312,900	343,800	364,900
104	265,000	313,300	344,100	365,200
105	266,000	313,700	344,500	365,600
106	267,100	314,100	344,800	365,900
107	268,200	314,500	345,100	366,300
108	269,300	314,900	345,500	366,600
109	270,200	315,300	345,800	367,000
110	271,200	315,600	346,200	367,300
111	272,200	315,900	346,500	367,700
112	273,100	316,200	346,900	368,000
113	273,900	316,500	347,200	368,400
114	274,900	316,800	347,600	368,700
115	275,700	317,100	347,900	369,100
116	276,500	317,400	348,200	369,400
117	277,300	317,700	348,600	369,800
118	278,000	318,000	349,000	370,100
119	278,800	318,300	349,400	370,500
120	279,500	318,600	349,800	370,800
121	280,000	318,900	350,200	371,200
122	280,700	319,100	350,600	
123	281,200	319,300	351,000	
124	281,800	319,500	351,400	
125	282,200	319,700	351,800	
126	282,700	319,900	352,200	
127	283,000	320,100	352,600	
128	283,400	320,300	353,000	
129	283,700	320,500	353,400	
130	284,000	320,700	353,800	
131	284,400	320,900	354,200	
132	284,700	321,100	354,600	

41	342,900	448,800	518,600
42	346,100	451,000	520,300
43	349,300	453,300	522,100
44	352,500	455,400	524,000
45	355,500	457,400	525,800
46	358,700	459,600	527,000
47	362,000	461,600	528,300
48	365,200	463,500	529,600
49	368,100	465,400	530,900
50	370,000	467,200	532,100
51	372,100	468,900	533,300
52	374,100	470,600	534,500
53	375,900	472,200	535,600
54	377,800	473,400	536,600
55	379,700	474,500	537,600
56	381,400	475,500	538,600
57	383,300	476,500	539,600
58	384,900	477,500	540,500
59	386,300	478,600	541,400
60	388,000	479,700	542,400
61	389,500	480,700	543,400
62	390,800	481,400	544,300
63	392,000	482,200	545,400
64	393,200	483,000	546,400
65	394,400	483,600	547,400
66	395,500	484,400	548,400
67	396,500	485,000	549,400
68	397,700	485,700	550,400
69	398,500	486,300	551,400
70	399,300	486,800	552,400
71	400,100	487,100	553,400
72	400,800	487,600	554,300
73	401,500	488,100	555,300
74	402,200	488,700	556,300
75	402,900	489,100	557,200
76	403,700	489,500	558,100
77	404,500	489,900	559,100
78	405,200	490,300	560,000
79	405,900	490,700	560,900
80	406,600	491,200	561,700

別表第３（第５条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	207,000	321,000	413,100
	2	209,400	324,900	415,900
	3	211,900	329,000	418,700
	4	214,200	332,800	421,500
	5	216,500	337,000	424,500
	6	219,000	340,800	427,400
	7	221,300	344,800	430,300
	8	223,800	348,700	433,100
	9	226,500	353,000	435,900
	10	229,200	357,100	438,800
	11	232,200	361,200	441,600
	12	235,000	365,200	444,400
	13	237,900	369,100	447,300
	14	241,800	373,400	450,300
	15	245,600	377,300	453,200
	16	249,400	381,200	455,900
	17	253,300	385,100	458,600
	18	257,400	388,100	461,300
	19	261,300	390,900	464,200
	20	265,300	393,900	466,900
	21	269,400	396,900	469,600
	22	273,200	399,700	472,300
	23	277,200	402,700	475,100
	24	280,900	405,500	477,700
	25	284,800	408,300	480,500
	26	288,600	411,000	483,100
	27	292,400	413,700	485,500
	28	296,100	416,300	487,900
	29	299,900	418,900	490,500
	30	303,500	421,500	493,100
	31	307,300	424,100	495,400
	32	311,000	426,500	497,900
	33	314,700	429,000	500,300
	34	318,400	431,500	502,800
	35	322,100	434,000	505,200
	36	325,700	436,500	507,700
	37	329,300	438,900	510,000
	38	332,800	441,300	512,100
	39	336,400	443,800	514,300
	40	339,600	446,200	516,300

別表第４（第５条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	143,200	198,100	227,100	253,600	283,900
	2	144,400	199,700	229,200	255,700	286,400
	3	145,600	201,300	231,300	257,900	288,900
	4	146,800	202,800	233,400	260,100	291,400
	5	148,000	204,400	235,400	262,400	293,900
	6	149,300	206,000	237,500	264,700	296,400
	7	150,600	207,500	239,600	267,000	298,900
	8	151,900	209,100	241,700	269,300	301,500
	9	153,200	210,700	243,700	271,600	304,100
	10	154,600	212,300	245,800	273,900	306,700
	11	156,000	214,000	247,900	276,200	309,200
	12	157,400	215,800	250,000	278,500	311,800
	13	158,800	217,500	252,000	280,800	314,400
	14	160,200	219,300	254,100	283,100	317,000
	15	161,600	221,200	256,300	285,300	319,600
	16	163,100	223,000	258,500	287,700	322,200
	17	164,700	224,900	260,700	290,100	324,800
	18	166,400	226,800	262,900	292,500	327,400
	19	168,100	228,700	265,100	294,900	330,000
	20	169,900	230,700	267,300	297,300	332,700
	21	171,700	232,700	269,600	299,700	335,300
	22	173,400	234,600	271,900	302,100	338,000
	23	175,100	236,600	274,200	304,500	340,700
	24	176,800	238,600	276,500	306,900	343,400
	25	178,400	240,600	278,700	309,200	346,100
	26	180,000	242,600	281,000	311,600	348,800
	27	181,600	244,600	283,400	314,100	351,500
	28	183,200	246,700	285,800	316,600	354,200
	29	184,800	248,700	288,200	319,100	356,900
	30	186,000	250,800	290,400	321,600	359,700
	31	187,200	252,900	292,700	324,100	362,500
	32	188,400	255,000	295,000	326,500	365,300
	33	189,700	257,100	297,300	328,800	368,100
	34	191,100	259,100	299,500	331,200	370,800
	35	192,500	261,200	301,800	333,600	373,500
	36	193,900	263,300	304,100	336,000	376,200
	37	195,400	265,400	306,400	338,300	378,900
	38	197,000	267,400	308,600	340,700	381,600
	39	198,600	269,400	310,700	343,000	384,100
	40	200,200	271,400	312,900	345,300	386,700
	81	407,300	491,700	562,600		
	82	407,900	492,200	563,400		
	83	408,500	492,600	564,300		
	84	409,200	493,100	565,100		
	85	410,100	493,700	565,900		
	86	410,700	494,300	566,700		
	87	411,300	494,900	567,500		
	88	412,000	495,300	568,200		
	89	412,600	495,800	568,900		
	90	413,100	496,400	569,600		
	91	413,600	496,900	570,400		
	92	414,100	497,400	571,200		
	93	414,500	497,900	571,900		
	94	414,900	498,500	572,700		
	95	415,300	499,000	573,400		
	96	415,800	499,500	574,100		
	97	416,300	500,000	574,800		
	98	416,700	500,500	575,400		
	99	417,200	501,000	576,100		
	100	417,600	501,600	576,800		
	101	418,000	502,100	577,500		
	102	418,400	502,600	578,200		
	103	418,800	503,100	578,800		
	104	419,300	503,700	579,400		
	105	419,800	504,200	580,200		
	106	420,300		580,900		
	107	420,800		581,600		
	108	421,300		582,300		
	109	421,700		582,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額		
		294,500	355,300	416,100		

備考　この表は、組合に勤務する医師で管理者が定めるものに適用する。

81	271, 400	335, 400	380, 400	405, 900	438, 200
82	272, 900	336, 300	381, 200	406, 400	438, 700
83	274, 400	337, 100	381, 900	407, 000	439, 200
84	275, 900	337, 900	382, 500	407, 500	439, 700
85	277, 400	338, 500	383, 200	408, 000	440, 200
86	278, 800	339, 200	383, 800	408, 400	440, 700
87	280, 300	339, 800	384, 400	408, 900	441, 200
88	281, 700	340, 400	384, 900	409, 400	441, 700
89	283, 100	341, 000	385, 400	409, 800	442, 200
90	284, 500	341, 600	385, 900	410, 300	442, 700
91	285, 800	342, 200	386, 400	410, 800	443, 200
92	287, 000	342, 700	386, 900	411, 200	443, 700
93	288, 300	343, 200	387, 400	411, 700	444, 100
94	289, 600	343, 700	387, 900	412, 200	444, 600
95	290, 800	344, 200	388, 400	412, 700	445, 100
96	291, 900	344, 700	388, 900	413, 100	445, 600
97	293, 100	345, 200	389, 400	413, 500	446, 100
98	294, 300	345, 700	389, 900	413, 900	446, 600
99	295, 500	346, 200	390, 400	414, 300	447, 100
100	296, 600	346, 700	390, 900	414, 700	447, 600
101	297, 600	347, 200	391, 400	415, 100	448, 100
102	298, 700	347, 600	391, 900	415, 500	448, 600
103	299, 800	348, 100	392, 400	415, 900	449, 100
104	300, 800	348, 600	392, 800	416, 300	449, 600
105	301, 700	349, 100	393, 200	416, 700	450, 100
106	302, 700	349, 500	393, 600	417, 100	450, 600
107	303, 600	349, 900	394, 000	417, 500	451, 100
108	304, 500	350, 300	394, 400	417, 900	451, 600
109	305, 400	350, 700	394, 800	418, 300	452, 100
110	306, 200	351, 100	395, 200	418, 700	
111	307, 000	351, 500	395, 600	419, 100	
112	307, 800	351, 900	396, 000	419, 500	
113	308, 400	352, 300	396, 400	419, 900	
114	309, 100	352, 700	396, 800	420, 300	
115	309, 700	353, 100	397, 200	420, 700	
116	310, 300	353, 500	397, 600	421, 100	
117	310, 800	353, 900	398, 000	421, 500	
118	311, 300		398, 400		
119	311, 700		398, 800		
120	312, 100		399, 200		

41	201, 700	273, 400	315, 100	347, 500	389, 300
42	203, 400	275, 300	317, 300	349, 800	391, 900
43	205, 100	277, 300	319, 300	352, 100	394, 300
44	206, 900	279, 300	321, 400	354, 300	396, 800
45	208, 700	281, 300	323, 500	356, 500	399, 200
46	210, 400	283, 100	325, 600	358, 700	401, 600
47	212, 300	285, 000	327, 600	360, 900	403, 800
48	214, 100	286, 900	329, 700	363, 000	406, 000
49	216, 000	288, 800	331, 700	365, 000	408, 100
50	217, 800	290, 600	333, 700	367, 100	410, 100
51	219, 700	292, 400	335, 600	369, 100	411, 900
52	221, 500	294, 200	337, 600	371, 100	413, 700
53	223, 400	295, 900	339, 600	373, 100	415, 400
54	225, 200	297, 700	341, 600	375, 000	416, 900
55	227, 100	299, 500	343, 500	376, 900	418, 400
56	229, 000	301, 100	345, 300	378, 700	419, 800
57	230, 800	302, 800	347, 200	380, 500	421, 000
58	232, 600	304, 500	349, 100	382, 300	422, 200
59	234, 400	306, 100	350, 800	384, 000	423, 300
60	236, 200	307, 800	352, 600	385, 700	424, 200
61	238, 000	309, 400	354, 400	387, 200	425, 200
62	239, 700	310, 900	356, 100	388, 800	426, 100
63	241, 500	312, 500	357, 800	390, 300	426, 900
64	243, 300	314, 100	359, 500	391, 700	427, 700
65	245, 100	315, 600	361, 100	393, 000	428, 500
66	246, 900	317, 100	362, 800	394, 100	429, 200
67	248, 700	318, 600	364, 400	395, 200	430, 000
68	250, 400	320, 000	365, 900	396, 200	430, 700
69	252, 100	321, 500	367, 400	397, 200	431, 300
70	253, 700	322, 900	368, 900	398, 000	432, 000
71	255, 400	324, 300	370, 300	398, 900	432, 600
72	257, 100	325, 600	371, 600	399, 700	433, 200
73	258, 800	326, 900	372, 900	400, 500	433, 700
74	260, 500	328, 100	374, 100	401, 200	434, 300
75	262, 100	329, 300	375, 200	402, 000	434, 800
76	263, 700	330, 400	376, 100	402, 700	435, 400
77	265, 300	331, 500	377, 100	403, 400	436, 000
78	266, 800	332, 600	378, 000	404, 000	436, 600
79	268, 400	333, 600	378, 900	404, 700	437, 200
80	269, 900	334, 600	379, 600	405, 300	437, 700

別表第５（第５条関係）

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	154,900	201,600	228,200	254,200	283,900
	2	156,400	202,900	230,200	256,400	286,400
	3	157,900	204,200	232,200	258,700	288,900
	4	159,400	205,400	234,200	261,000	291,400
	5	160,900	206,800	236,100	263,300	293,900
	6	162,400	208,200	238,100	265,600	296,400
	7	163,900	209,500	240,200	267,900	298,900
	8	165,400	211,000	242,300	270,200	301,500
	9	166,900	212,500	244,300	272,500	304,100
	10	168,400	213,900	246,400	274,800	306,700
	11	169,900	215,400	248,500	277,100	309,200
	12	171,400	217,000	250,600	279,400	311,800
	13	172,900	218,600	252,600	281,700	314,400
	14	174,300	220,400	254,700	284,000	317,000
	15	175,700	222,200	256,800	286,200	319,600
	16	177,100	224,000	259,000	288,500	322,200
	17	178,500	225,900	261,200	290,800	324,800
	18	179,800	227,800	263,400	293,100	327,400
	19	181,100	229,700	265,600	295,500	330,000
	20	182,400	231,600	267,700	297,900	332,700
	21	183,700	233,500	269,900	300,300	335,300
	22	185,400	235,300	272,200	302,700	338,000
	23	187,000	237,200	274,500	305,100	340,700
	24	188,500	239,200	276,800	307,500	343,400
	25	190,000	241,200	279,000	309,800	346,100
	26	190,900	243,200	281,300	312,200	348,800
	27	191,700	245,200	283,700	314,700	351,500
	28	192,500	247,200	286,100	317,200	354,200
	29	193,300	249,100	288,500	319,700	356,900
	30	194,200	251,100	290,700	322,100	359,700
	31	195,200	253,100	293,000	324,500	362,500
	32	196,300	255,100	295,300	326,900	365,300
	33	197,500	257,000	297,600	329,200	368,100
	34	198,900	259,000	299,800	331,600	370,800
	35	200,300	261,100	302,000	334,000	373,500
	36	201,700	263,200	304,200	336,400	376,200
	37	203,100	265,300	306,400	338,600	378,900
	38	204,600	267,300	308,600	340,900	381,600
	39	206,100	269,400	310,700	343,200	384,100
	40	207,700	271,400	312,900	345,500	386,700
	121	312,400		399,600		
	122	312,800		400,000		
	123	313,200		400,400		
	124	313,600		400,800		
	125	314,000		401,200		
	126	314,300		401,600		
	127	314,700		402,000		
	128	315,100		402,400		
	129	315,500		402,800		
	130	315,900		403,200		
	131	316,300		403,600		
	132	316,700		404,000		
	133	317,000		404,400		
	134	317,400				
	135	317,700				
	136	318,000				
	137	318,300				
	138	318,600				
	139	318,900				
	140	319,200				
	141	319,500				
	142	319,800				
	143	320,100				
	144	320,400				
	145	320,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		199,800	233,600	269,400	287,000	311,600

備考　この表は、組合に勤務する栄養士その他の職員で管理者が定めるものに適用する。

81	277, 300	335, 400	380, 400	405, 900	438, 200
82	278, 700	336, 300	381, 200	406, 400	438, 700
83	280, 100	337, 100	381, 900	407, 000	439, 200
84	281, 500	337, 900	382, 500	407, 500	439, 700
85	282, 900	338, 500	383, 200	408, 000	440, 200
86	284, 300	339, 200	383, 800	408, 400	440, 700
87	285, 700	339, 800	384, 400	408, 900	441, 200
88	286, 900	340, 400	384, 900	409, 400	441, 700
89	288, 200	341, 000	385, 400	409, 800	442, 200
90	289, 500	341, 600	385, 900	410, 300	442, 700
91	290, 800	342, 200	386, 400	410, 800	443, 200
92	291, 900	342, 700	386, 900	411, 200	443, 700
93	293, 100	343, 200	387, 400	411, 700	444, 100
94	294, 300	343, 700	387, 900	412, 200	444, 600
95	295, 500	344, 200	388, 400	412, 700	445, 100
96	296, 600	344, 700	388, 900	413, 100	445, 600
97	297, 600	345, 200	389, 400	413, 500	446, 100
98	298, 700	345, 700	389, 900	413, 900	446, 600
99	299, 800	346, 200	390, 400	414, 300	447, 100
100	300, 800	346, 700	390, 900	414, 700	447, 600
101	301, 700	347, 200	391, 400	415, 100	448, 100
102	302, 700	347, 600	391, 900	415, 500	448, 600
103	303, 600	348, 100	392, 400	415, 900	449, 100
104	304, 500	348, 600	392, 800	416, 300	449, 600
105	305, 400	349, 100	393, 200	416, 700	450, 100
106	306, 200	349, 500	393, 600	417, 100	450, 600
107	307, 000	349, 900	394, 000	417, 500	451, 100
108	307, 800	350, 300	394, 400	417, 900	451, 600
109	308, 400	350, 700	394, 800	418, 300	452, 100
110	309, 100	351, 100	395, 200	418, 700	
111	309, 700	351, 500	395, 600	419, 100	
112	310, 300	351, 900	396, 000	419, 500	
113	310, 800	352, 300	396, 400	419, 900	
114	311, 300	352, 700	396, 800	420, 300	
115	311, 700	353, 100	397, 200	420, 700	
116	312, 100	353, 500	397, 600	421, 100	
117	312, 400	353, 900	398, 000	421, 500	
118	312, 800		398, 400		
119	313, 200		398, 800		
120	313, 600		399, 200		

41	209, 400	273, 400	315, 100	347, 700	389, 300
42	211, 100	275, 300	317, 300	350, 000	391, 900
43	212, 900	277, 300	319, 300	352, 200	394, 300
44	214, 700	279, 300	321, 400	354, 300	396, 800
45	216, 600	281, 300	323, 500	356, 500	399, 200
46	218, 400	283, 100	325, 600	358, 700	401, 600
47	220, 300	285, 000	327, 600	360, 900	403, 800
48	222, 100	286, 900	329, 700	363, 000	406, 000
49	224, 000	288, 800	331, 700	365, 000	408, 100
50	225, 800	290, 600	333, 700	367, 100	410, 100
51	227, 700	292, 400	335, 600	369, 100	411, 900
52	229, 600	294, 200	337, 600	371, 100	413, 700
53	231, 400	295, 900	339, 600	373, 100	415, 400
54	233, 200	297, 700	341, 600	375, 000	416, 900
55	235, 000	299, 500	343, 500	376, 900	418, 400
56	236, 800	301, 100	345, 300	378, 700	419, 800
57	238, 600	302, 800	347, 200	380, 500	421, 000
58	240, 300	304, 500	349, 100	382, 300	422, 200
59	242, 000	306, 100	350, 800	384, 000	423, 300
60	243, 700	307, 800	352, 600	385, 700	424, 200
61	245, 400	309, 400	354, 400	387, 200	425, 200
62	247, 100	310, 900	356, 100	388, 800	426, 100
63	248, 800	312, 500	357, 800	390, 300	426, 900
64	250, 500	314, 100	359, 500	391, 700	427, 700
65	252, 200	315, 600	361, 100	393, 000	428, 500
66	253, 800	317, 100	362, 800	394, 100	429, 200
67	255, 500	318, 600	364, 400	395, 200	430, 000
68	257, 100	320, 000	365, 900	396, 200	430, 700
69	258, 700	321, 500	367, 400	397, 200	431, 300
70	260, 300	322, 900	368, 900	398, 000	432, 000
71	261, 900	324, 300	370, 300	398, 900	432, 600
72	263, 500	325, 600	371, 600	399, 700	433, 200
73	265, 100	326, 900	372, 900	400, 500	433, 700
74	266, 600	328, 100	374, 100	401, 200	434, 300
75	268, 200	329, 300	375, 200	402, 000	434, 800
76	269, 800	330, 400	376, 100	402, 700	435, 400
77	271, 300	331, 500	377, 100	403, 400	436, 000
78	272, 800	332, 600	378, 000	404, 000	436, 600
79	274, 300	333, 600	378, 900	404, 700	437, 200
80	275, 800	334, 600	379, 600	405, 300	437, 700

	121	314,000		399,600		
	122	314,300		400,000		
	123	314,700		400,400		
	124	315,100		400,800		
	125	315,500		401,200		
	126	315,900		401,600		
	127	316,300		402,000		
	128	316,700		402,400		
	129	317,000		402,800		
	130	317,400		403,200		
	131	317,700		403,600		
	132	318,000		404,000		
	133	318,300		404,400		
	134	318,600				
	135	318,900				
	136	319,200				
	137	319,500				
	138	319,800				
	139	320,100				
	140	320,400				
	141	320,700				
前年度再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		204,000	234,800	269,400	287,000	311,600

備考　この表は、組合に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で管理者が定めるものに適用する。

附則（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十一項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第五項から第十二項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

3　令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額（改正後の条例附則第三項の規定の適用がある場合には、同項の管理者が定める額を加算した額）とする。

4　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年条例第十九号）第二条第二項の規定により定められたその者

の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

5　令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年条例第十九号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例附則第三項の規定の適用がある場合には、同項の管理者が定める額を加算した額）とする。

6　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十条第四項及び第二十三条第二号の規定を適用する。

7　暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第三十一条第三項の規定を適用する。

8　改正後の条例第三十四条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。

9　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（委任）

10　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部改正）

11　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年条例第二号）の一部を次のように改める。

附則第五項中「うち施行日以降にその者の受ける」を「うち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた」に改め、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他」を削り、「には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額」を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が二級又は七級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（管理者の定める職員を除く。）には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する」を「の給料月額の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

附則第六項中「前項に規定する」を削り、「について、同項」を「であって、前項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額」に、「同項を受ける」に、「ときは、当該特定職員に」を「特定職員の給料月額」に、「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とす

る」に改める。

附則第七項中「について」を「であって」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「当該職員に」を「職員の給料月額」に、「前二項の規定に準じて」、「給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

附則第八項中「再任用職員」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に」に、「施行日以降にその者の受ける」を「、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料月額として支給する」を「職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

12 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第五号）の一部を次のように改める。

附則第五項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

13 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年条例第二号）の一部を次のように改める。

附則第八項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年地方公務員法改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び令和三年地方公務員法改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額」を「暫定再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額」に改め、「相当する額を加算した額」の下に「（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年条例第十九号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））（改正後の条例附則第三項の規定の適用がある場合には、同項の管理者が定める額を加算した額）」を加える。

四 附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項を附則第十六項とし、附則第十四項を附則第十五項とする。

附則第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十二項を附則第十三項とし、附則第九項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第三十一号

東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例（平成十二年条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（支給対象）

第二条　退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。

一　東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十九号。以下「職員の給与に関する条例」という。）第二条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

二　東京二十三区清掃一部事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第二号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員及び職員の給与に関する条例第二十七条第一項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前号に掲げる職員に準ずるもの

第二条に次の一項を加える。

2　前項第二号に規定する勤務形態が同項第一号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく東京二十三区清掃一部事務組合規則（以下「組合規則」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第三条第一項ただし書中「職員が退職した場合において、その者の退職の日又はその翌日に再び職員となったとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項第一号に掲げる職員のうち、任期の定めのない職員（という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となったとき。

二　前条第一項第一号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となったとき。

三　前条第一項第二号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となったとき。

四　前条第一項第二号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となったとき。

第三条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定による場合のほか、前条第一項第二号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が十八日に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3　第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となった者のその月の勤務日数が十八日に達しないこととなったときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

第六条第一項中「東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例（平成十二年条例第二十九号。以下「職員の給与に関する条例」という。）」を「職員の給与に関する条例」に改める。

第八条第一項中「、若しくは」を「又は」に、「若しくはその意」を「又はその意」に改める。

第十条中「十年」を「十五年（職員の給与に関する条例第五条第一項第三号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあっては、十年とする。）」に改める。

第十一条中「第八条第一項」の下に「、次条」を加え、「第六条の規定により計算した額」を「第六条及び第十二条の二の規定により計算した額の合計額」に改める。

第十二条第一項中「基本額は、第六条から第八条」を「基本額は、第六条から第十条の二」に改め、同条第二項中「東京都職員」の下に「、東京都公営企業職員」を、「当該東京都」の下に「、東京都公営企業」を加える。

第十二条の二第四項中「第一号から第七号までに掲げる期間のある月にあっては現実に職務に従事することを要する日のあった月を除き、第八号に掲げる期間のある月にあっては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間における週休日等（東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年条例第十九号）第四条及び第五条の規定による週休日、同条例第十三条第一項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）」に改め、同項第八号中「等」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

六　自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間

第十二条の二の次に次の一条を加える。

（他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額）

第十二条の三　地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第二十八条の五第三項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員（以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任したものとして同条

の規定により計算した退職手当の調整額（以下「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額とする。

第十三条第二項中「月数」の下に「（第二条第一項第二号に掲げる職員にあっては、引き続いた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月の月数）」を加え、同条第三項中「その者が退職の日又はその翌日に再び職員となった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となったとき。

二　任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのある職員となったとき。

三　第二条第一項第二号に掲げる職員が退職した場合（第三条第二項又は第三項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となったとき。

四　フルタイム会計年度任用職員等（第二条第一項第二号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となったとき。

第十三条第四項中「前条第四項」を「第十二条の二第四項」に改め、「要しなかった期間」の下に「、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の組合規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）」を加え、同条第五項中「、東京都職員」を「都職員等（東京都の職員、東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける職員」に、「（組合規則で定める者を除く。）（以下「都職員等」という。）」を「のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給対象であったものをいう。以下同じ。）」に、「なった者（その他の」を「なった者（組合規則で定める者を除き、その他の」に、「認める」を「認めた」に、「在職期間及び」を「在職期間並びに職員が」に、「職員となったものの」を「職員となった者の」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第十五条第二項中「者で」の下に「常時勤務を要する」を加え、「（法令又は条例若しくはこれに基づく組合規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を削り、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他組合規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして組合規則で定める職員が組合規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第八項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十六条第一項中「職員が」を「職員（組合規則で定める者を除く。）が」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公共団体又は規則法人（以下「地方公共団体等」という。）に就職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該地方公共団体等の退職

手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程によりその者の当該地方公共団体等の職員としての在職期間に通算されないことに定められているときその他組合規則で定めるときは、この限りでない。

第二十条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「場合にあっては」を「場合には」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条第一項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第六項まで」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「場合には」を「場合にあっては」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあっては」を「場合には」に改める。

附則第三項及び第五項第一号中「まで」の下に「（附則第十七項、第十八項及び第二十項から第二十二項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第十二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則に次の八項を加える。

（職員の定年の引上げに伴う経過措置）

15　当分の間、第七条第一項の規定は、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第六条第一項の規定の適用については、同項中「又は第十一条」とあるのは、「、第十一条又は附則第十五項」とする。

16　前項の規定は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

17　当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第十条の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「六十歳に」と、「その者に係る定年から十五年（職員の給与に関する条例第五条第一項第三号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあっては、十年とする。）を減じた年齢」とあるのは「五十歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「六十歳」とする。

18　当分の間、医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の者で、六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第十条の規定の適用については、同条中「組合規則で定めるところにより」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者で組合規則で定めるもの、組合規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十五年（職員の給与に関する条例第五条第一項第三号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあっては、十年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二」とあるのは「百分の二」とする。

19　職員の給与に関する条例附則第五項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

20　当分の間、職員の給与に関する条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対す

る第十条の二第一項の規定の適用については、同項第一号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「七割措置前給料月額（その者が職員の給与に関する条例附則第五項の規定の適用（以下「七割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該七割措置により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「七割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「七割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「七割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額（その者の七割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額の改定以外の理由による措置のうち七割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が七割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が七割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第六条から第八条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。）の七割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額）、その者が七割措置日後の特定減額前給料月額（その者の七割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第六条から第八条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額（以下「七割措置後の退職手当の基本額」という。）（その者の七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が七割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。））並びに七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（計算の基礎となった七割措置日前の特定減額前給料月額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。）の合計額」と、同項第二号ロ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「七割措置後の退職手当の基本額の七割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に七割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は七割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合とする。）」とする。

21　第十八項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第十条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第二十項の規定により読み替えて適用する	及び七割措置前給料月額	並びに七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置前給料月額」

第十条の二第一項第一号	及び七割措置日前の特定減額前給料月額	の七割措置日前の特定減額前給料月額	及び七割措置日後の特定減額前給料月額を	並びに七割措置日後の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日後の特定減額前給料月額」という。）を
附則第二十項の規定により読み替えて適用する	七割措置前給料月額に、			退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額に、

				という。）
第十条の二第一項第二号	附則第二十項の規定により読み替えて適用する第十条の二第一項第二号ロ	の七割措置日後の特定減額前給料月額	七割措置前給料月額	割増後の七割措置前給料月額

当分の間、職員の給与に関する条例附則第五項の規定の適用を受ける職員（東京二十三区清掃一部事務組合退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年条例第五号）附則第二項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第十条の二まで」とあるのは「第十条の二まで（附則第十七項、第十八項、第二十項及び第二十一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第六条から第八条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは、「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日における給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調

整額の額に相当する組合規則で定める額）と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額を受けていた期間を第六条から第八条までの勤続期間とみなして得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額）と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第六条から第八条までの勤続期間とみなして得た支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第六条、第八条、第十一条の改正規定、第十二条の改正規定（「基本額は、第六条から第八条」を「基本額は、第十条の二」に改める部分に限る。）、第十三条の改正規定（「前条第四項」を「第十二条の二第四項」に改める部分を除く。）、第十五条、第十六条及び附則第十二項の改正規定並びに次項、第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和五年三月三十一日までの間に限り、同条第一項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。

3　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。

4　改正後の条例第十五条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の組合規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

5　改正後の条例附則第十二項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

議案第三十二号

足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑孝明

足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約の締結について

次のとおり足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事請負契約を締結する。

一　契約の目的　足立清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事の請負

二　契約の方法　随意契約

三　契約金額　八億千四百万円

四　契約の相手方　東京都大田区羽田旭町十一番一号
荏原環境プラント株式会社
代表取締役社長　三好敬久
代理人
東京都大田区羽田旭町十一番一号
荏原環境プラント株式会社
営業第一部
部長　今井孝治

五　工期　契約確定の日から令和五年一月十三日まで

（提案理由）

東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成十二年条例第三十八号）第二条の規定により、本案を提出します。

議案第三十三号

中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約の締結について

次のとおり中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事請負契約を締結する。

一　契約の目的　中防不燃ごみ処理センター第二プラント補修及びその他整備工事の請負

二　契約の方法　随意契約

三　契約金額　五億二千四百七十万円

四　契約の相手方　大阪府大阪市住之江区南港北一丁目七番八十九号
日立造船株式会社
取締役社長　三野禎男
代理人　東京都品川区南大井六丁目二十六番三号
日立造船株式会社
東京本社
環境営業統括部長　石川英司

五　工期　契約確定の日から令和五年一月六日まで

（提案理由）

東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成十二年条例第三十八号）第二条の規定により、本案を提出します。

議案第三十四号

千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について

右の議案を提出する。

令和四年九月二十八日

提出者　東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山﨑　孝明

千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約の締結について

次のとおり千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事請負契約を締結する。

一　契約の目的　千歳清掃工場延命化に伴うクレーン設備改修工事の請負

二　契約の方法　随意契約

三　契約金額　八億三千九百九十六万円

四　契約の相手方　愛知県弥富市東末広九丁目十六番地の一
富士ホイスト工業株式会社
代表取締役　平子　健

五　工期　契約確定の日から令和六年十一月一日まで

（提案理由）

東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成十二年条例第三十八号）第二条の規定により、本案を提出します。

報告第五号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により議決を得た契約の変更について、別紙調書のとおり専決処分したので、同条第二項の規定により報告する。

令和四年九月二十八日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山崎孝明

議決を得た契約の契約変更調書

1　契約件名　目黒清掃工場建替工事
2　契約の相手方　ＪＦＥエンジ・清水建設特定建設工事共同企業体
代表者
神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目１番地
ＪＦＥエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　大下　元
代理人
神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目１番地
ＪＦＥエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　大下　元
3　当初契約年月日　平成29年6月27日
4　専決処分年月日　令和4年8月17日
5　工期　平成29年6月27日から令和5年3月15日まで（変更なし）
6　変更理由　資材価格等の上昇及び新型コロナウイルス感染症等による状況の変化に伴い、契約金額の変更を行うため。

変更前契約金額	変更後契約金額	変更増減額	増減率
54,333,845,800円	54,549,918,800円	216,073,000円	0.4%

報告第六号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により専決処分したので、同条第二項の規定により議決を得た契約の変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和四年九月二十八日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山崎孝明

議決を得た契約の契約変更調書

1　契約件名　世田谷清掃工場焼却炉補修及びその他整備工事
2　契約の相手方　川崎重工業株式会社
東京都港区海岸一丁目14番5号
川崎重工業株式会社
代表取締役　橋本　康彦
3　当初契約年月日　令和4年6月28日
4　専決処分年月日　令和4年8月25日
5　契約変更年月日　令和4年8月31日
6　工期　令和4年6月28日から令和5年3月15日まで（86日延長）
7　変更理由　新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による物流混乱や半導体等の需給ひっ迫を受け、工期内における施工が一部不可能となったことから工期の延長を行うため。

変更前契約金額	変更後契約金額	変更増減額	増減率
632,500,000円（変更なし）		－	－

報告第七号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により専決処分したので、同条第二項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和四年九月二十八日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者　山崎孝明

議決を得た契約の契約変更調書

1　契約件名　世田谷清掃工場プラント制御用電算システム整備工事
2　契約の相手方　東芝インフラシステムズ株式会社
神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝インフラシステムズ株式会社
代表取締役社長　今野　貴之
代理人
東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
東芝インフラシステムズ株式会社　電機サービスセンター　新宿事務所　東京営業本部
公共部担当部長　大浦　公仁
3　当初契約年月日　令和3年9月30日
4　専決処分年月日　令和4年8月25日
5　契約変更年月日　令和4年8月31日
6　工期　令和3年9月30日から令和5年3月15日まで（86日延長）
7　変更理由　世界的な半導体供給不足等により、手配部品に生産遅延が発生し、工期内における施工が不可能となったことから工期の延長を行うため。

変更前契約金額	変更後契約金額	変更増減額	増減率
404,800,000円（変更なし）		－	－

令和４年第３回定例会

東京二十三区清掃一部事務組合議会会議録

令和４年１１月　発行

編集発行　東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局
千代田区飯田橋３－５－１東京区政会館２０階
電話　０３（５２１０）９７２９

印　刷　物　登　録
令和４年度　第７１号

この冊子は再生紙を使用しています。